第 2 編　ごみ処理基本計画

第１章　本市の現状と課題

第１節　ごみ処理の状況

1　ごみ処理・処分の流れ

本市ごみの処理の流れを図 2-1-1 に示します。

本市の家庭から発生する燃やせるごみ、燃やせないごみ、有害ごみ、粗大ごみ及び資源ごみは、中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）の溶融施設・リサイクル施設で処理されています。燃やせないごみ等から選別された資源物と資源ごみは、リサイクル業者に引き渡されます。特定家電製品は、家電リサイクル法で定められたリサイクル施設で処理されています。草木類は、民間リサイクル施設で再資源化されています。

事業系ごみは、自ら処理するか、あるいは本市が許可を与えた業者（許可業者）に委託して処分することとなっています。

現在、本市では最終処分場を所有していないため、同組合構成村である恩納村へ最終処分を委託しています。

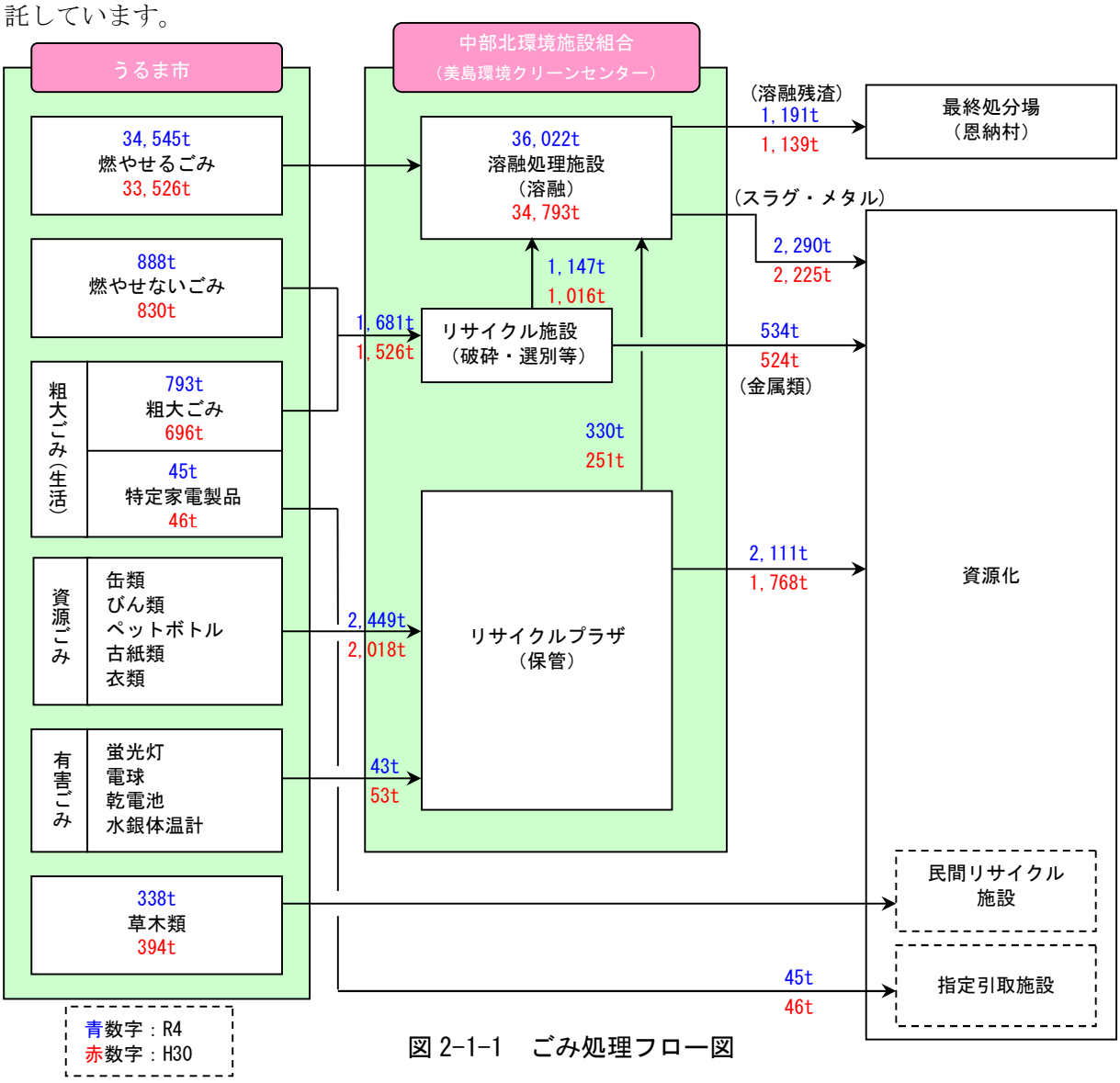

図 2-1-1　ごみ処理フロー図

2　ごみ量

本市の過去５年間のごみ排出量の推移を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

ごみ総排出量は、平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しましたが、令和３年度以降は減少に転じました。

表 2-1-1　ごみ排出量の推移

年度	燃やせるごみ（ｔ）	燃やせないごみ（ｔ）	粗大ごみ（ｔ）	資源ごみ（ｔ）	総排出量（ｔ）	H30年度比（%）
平成30年度	33,526	830	696	2,412	37,464	－
令和元年度	33,814	904	717	2,553	37,988	1.4%
令和2年度	34,613	1,089	899	3,063	39,664	5.9%
令和3年度	34,772	965	777	2,973	39,487	5.4%
令和4年度	34,545	888	793	2,787	39,013	4.1%

出典：平成 30 年度～令和３年度は、環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果」
　　令和４年度は、うるま市資料

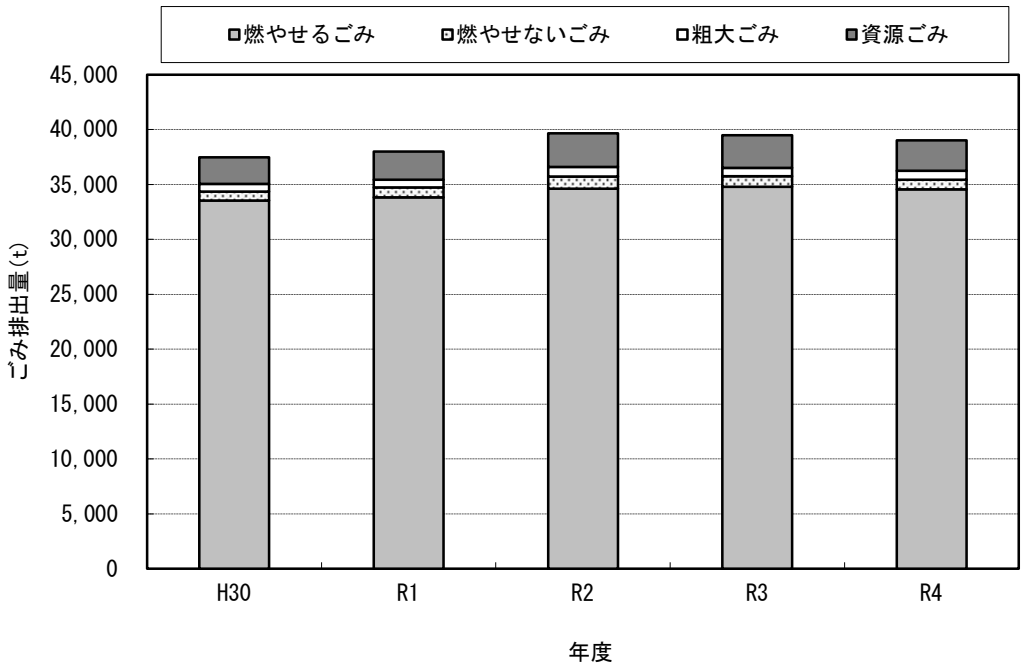

図 2-1-2　ごみ排出量の推移

本市の過去５年間の排出形態別ごみ排出量の推移を表 2-1-2 及び図 2-1-3 に、排出形態別ごみ排出量の比率を図 2-1-4 に示します。

生活系ごみの排出量は年間 25,711ｔ～27,156ｔ、事業系ごみの排出量は年間 11､327～13,302ｔとなっています。

排出形態別では、生活系ごみが 65.9%～69.8%、事業系ごみが 30.2%～34.1%となっており、生活系ごみの割合は減少傾向、事業系ごみの割合は増加傾向にあります。

表 2-1-2　排出形態別ごみ排出量の推移

年度	生活系ごみ		事業系ごみ		総排出量（ｔ）
	排出量（ｔ）	割合（%）	排出量（ｔ）	割合（%）	
平成30年度	26,137	69.8%	11,327	30.2%	37,464
令和元年度	25,752	67.8%	12,236	32.2%	37,988
令和2年度	27,156	68.5%	12,508	31.5%	39,664
令和3年度	26,663	67.5%	12,824	32.5%	39,487
令和4年度	25,711	65.9%	13,302	34.1%	39,013

出典：平成 30 年度～令和 3 年度は、環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果」
　　令和 4 年度は、うるま市資料

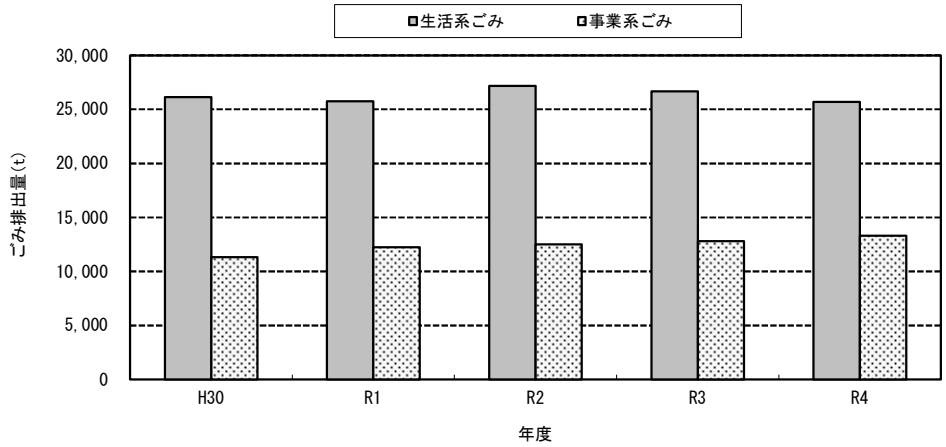

図 2-1-3　排出形態別ごみ排出量の推移

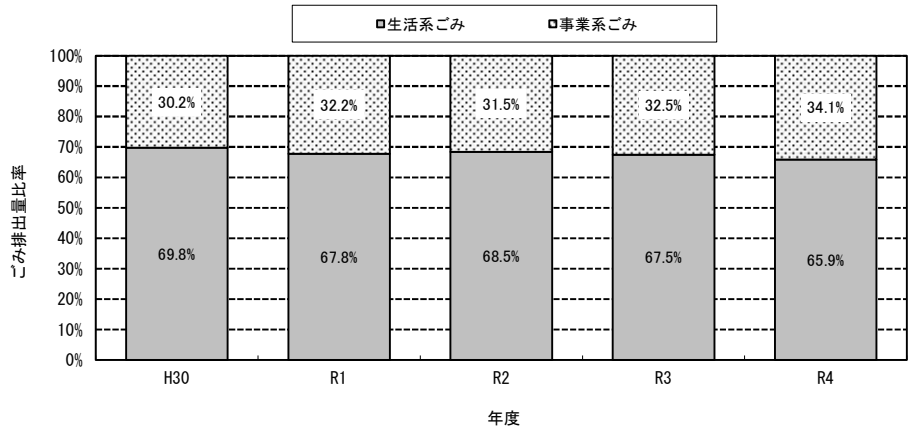

図 2-1-4　排出形態別ごみ排出量の比率

本市の過去５年間の一人１日当たりのごみ排出量の推移を表 2-1-3 及び図 2-1-5 に示します。

本市の一人１日当たりのごみ排出量は、平成 30 年度から令和２年度にかけて増加しましたが、令和３年度以降は減少に転じました。また、沖縄県平均及び全国平均と比べて低くなっています。

表 2-1-3　一人１日当たりのごみ排出量の推移

年度	うるま市			沖縄県平均（g/人・日）	全国平均（g/人・日）
	人口（人）	年間総排出量（t）	一人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）		
平成30年度	123,629	37,464	830	884	918
令和元年度	124,368	37,988	835	889	918
令和2年度	125,029	39,664	869	881	901
令和3年度	125,657	39,487	861	881	890
令和4年度	125,887	39,013	849	－	－

出典：平成 30 年度～令和３年度は、環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果」
　　令和４年度は、うるま市資料

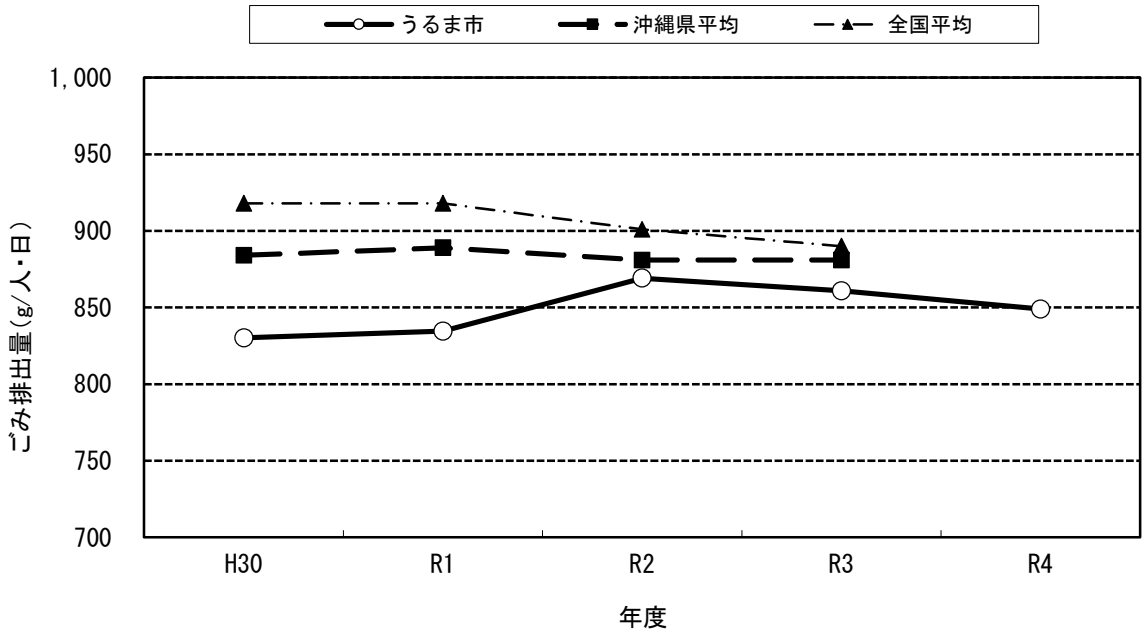

図 2-1-5　一人１日当たりのごみ排出量の推移

本市の過去 5 年間の一人 1 日当たりの生活系及び事業系ごみ排出量の推移を表 2-1-4 及び図 2-1-6～図 2-1-7 に示します。

本市の一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は、平成 30 年度から令和元年度に減少しましたが、令和 2 年度には一旦増加したものの、令和 3 年度以降は減少に転じました。また、一人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は、増加傾向にあります。

表 2-1-4　生活系及び事業系ごみ排出量の推移

年度	人口（人）	生活系ごみの排出量（t）	一人1日当たりの生活系ごみ排出量（g/人・日）	事業所数	事業系ごみの排出量（t）	一人1日当たりの事業系ごみ排出量（g/人・日）
平成30年度	123,629	26,137	579	4,296	11,327	251
令和元年度	124,368	25,752	566	4,254	12,236	269
令和2年度	125,029	27,156	595	4,211	12,508	274
令和3年度	125,657	26,663	581	4,169	12,824	280
令和4年度	125,887	25,711	560	4,127	13,302	289

注:事業所数は沖縄県統計年鑑のデータに基づく。調査が実施されていない年度は前後の値を均等割りし、補間した。
出典：平成 30 年度～令和 3 年度は環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果」、令和 4 年度はうるま市資料

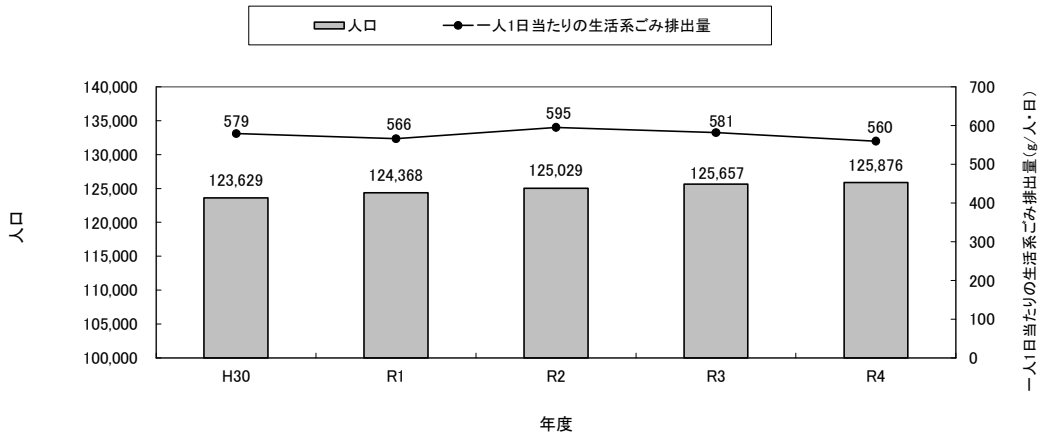

図 2-1-6　一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量の推移

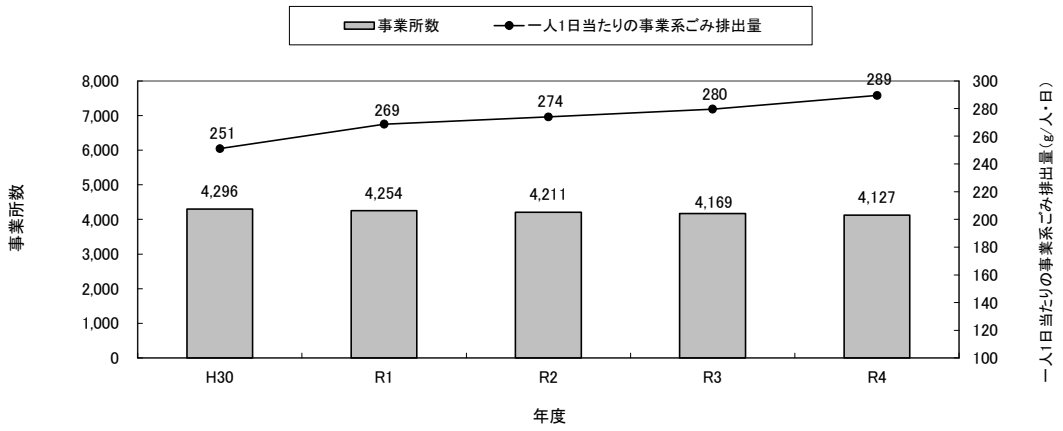

図 2-1-7　一人 1 日当たりの事業系ごみ排出量の推移

3　ごみ処理に要した費用

本市の過去 5 年間のごみ処理経費の推移を表 2-1-5 及び図 2-1-8 に示します。

本市の令和 4 年度のごみ処理経費は約 15 億 8,800 万円です。また、一人当たりに換算すると 12,614 円、ごみ 1t 当たりに換算すると 40,703 円となっています。

平成 30 年度以降、一人当たりの費用と、ごみ 1t 当たりの費用は増加傾向にあります。

表 2-1-5　ごみ処理経費の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4
建設･改良費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	1,170,701	1,379,216	1,481,743	1,573,798	1,587,961
合計	千円	1,170,701	1,379,216	1,481,743	1,573,798	1,587,961
一人当たりのごみ処理費用	円/人	9,469	11,090	11,851	12,525	12,614
人口	人	123,629	124,368	125,029	125,657	125,887
ごみ1t当たりのごみ処理費用	円/t	31,249	36,307	37,357	39,856	40,703
ごみ総排出量	t/年	37,464	37,988	39,664	39,487	39,013

注 1：一人当たりのごみ処理費用（円/人･年）＝処理及び維持管理費〈調査研究費・車両購入費は除く〉（千円）÷本市人口（人）
注 2：ごみ 1t 当たりのごみ処理費用（円/t･年）＝処理及び維持管理費〈調査研究費・車両購入費は除く〉（千円）÷ごみ処理量（t/年）
出典：環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度～令和 3 年度）」
令和 4 年度のデータは、うるま市資料

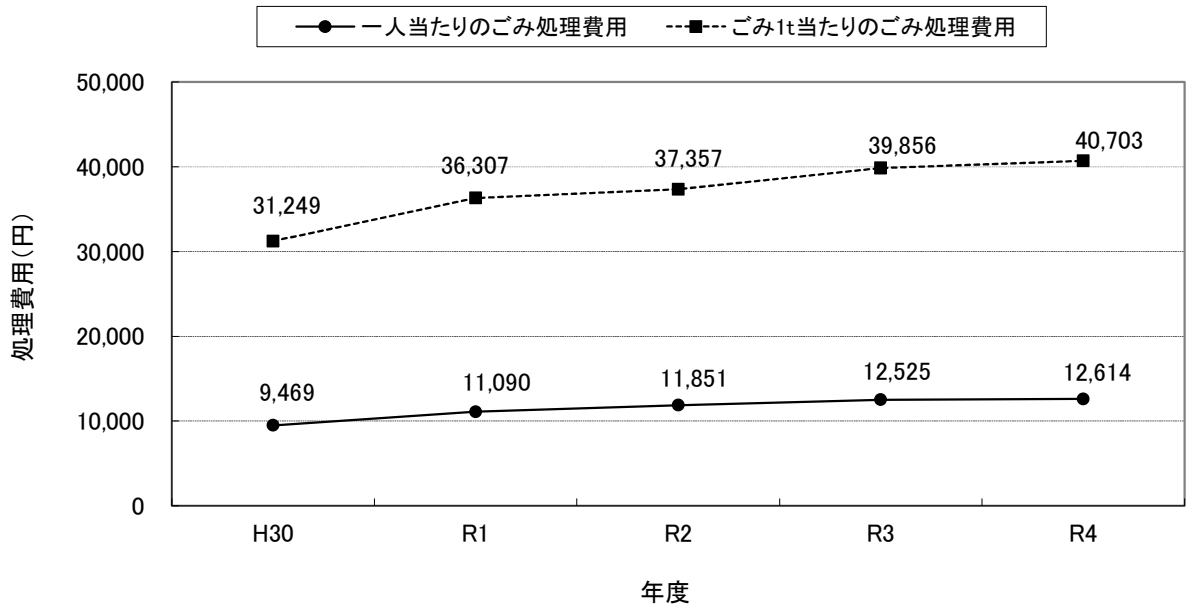

図 2-1-8　ごみ処理経費の推移

4　燃やせるごみのごみ質

過去 5 年間の中部北環境施設組合で実施した燃やせるごみのごみ質分析結果を表 2-1-6 及び図 2-1-9 に示します。

紙類が平均 52.1%と最も多く、次にゴム類・皮類・ビニール類の 29.9%、厨芥類の 8.6%となっており、この 3 種類で約 9 割を占めています。

ごみの種類ごとの割合については、ゴム類・皮類・ビニール類が減少傾向にあります。

表 2-1-6　燃やせるごみのごみ質分析結果

単位：%

ごみの種類組成	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均値
紙類	48.7	52.4	52.2	51.6	55.5	52.1
ゴム類・皮類・ビニール類	33.4	31.3	30.9	29.7	24.4	29.9
木類	5.6	4.3	6.4	6.4	6.8	5.9
厨芥類	8.1	7.9	7.4	10.1	9.7	8.6
その他	2.3	1.8	1.5	0.9	1.6	1.6
不燃物	1.9	2.3	1.6	1.3	2.1	1.8

出典：中部北環境施設組合

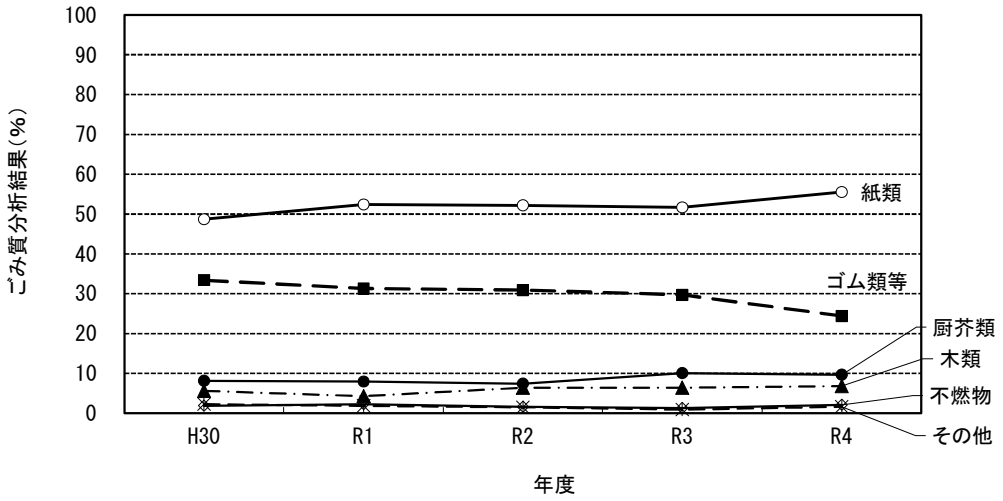

図 2-1-9　燃やせるごみの種類組成の推移

過去 5 年間のごみの 3 成分を表 2-1-7 に示します。

3 成分の分析結果の平均値は、可燃物が 54.9%、水分が 38.8%、灰分が 6.3%となっています。

表 2-1-7　ごみの 3 成分

単位：%

ごみの3成分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均値
水分	38.3	36.0	35.7	43.6	40.2	38.8
灰分	7.8	7.4	6.8	5.2	4.3	6.3
可燃物	53.9	56.5	57.4	51.2	55.5	54.9

出典：中部北環境施設組合

6　収集・運搬

6-1　収集区域

本市の計画収集区域は、うるま市全域とします。

6-2　収集・運搬方法

(1) 生活系ごみ

本市の生活系ごみの収集・運搬方法を表 2-1-9 に示します。

収集方法は、原則的に門口収集を行っており、収集形態は燃やせるごみ、燃やせないごみ、ペットボトル、再生利用可能な衣類は指定袋、かん類、びん類、有害ごみはかご収集、古紙類（新聞・チラシ・OA 用紙、本類、段ボール、紙パック、雑紙等）は、紙ひもでしばって出すこととしています。なお、パソコン、自動車部品、建築廃材、感染性医療廃棄物等は収集できないものとしています（販売店、取扱店または民間処理施設に問合せ）。

表 2-1-9　生活系ごみの収集・運搬方法

収集方式	分別区分		主な品目	排出形態	収集回数
市委託収集	燃やせるごみ		生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず類、草葉類等	指定袋	週２回
	燃やせないごみ		金属類、やかん、陶磁器類、小型電化製品、割れガラス等	指定袋	月２回
	有害ごみ		蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	かご等に入れる	
	資源ごみ	かん類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶	かご等に入れる	週１回
		ペットボトル	飲料用、調味料用	指定袋	
		古紙類	新聞・チラシ・OA 用紙、本類、段ボール、紙パック等	紙ひもでしばる	
		びん類	飲料用、調味料用	かご等に入れる	
		衣類	再利用できるもの	指定袋	
市直接収集	粗大ごみ	粗大ごみ	タンス、机、食器棚、棒類等（原則として指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券 300 円）	随時（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機	個別申込（有料処理券 300 円・リサイクル券）	
自己搬入	粗大ごみ	粗大ごみ	タンス、机、食器棚、棒類等（原則として指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券 200 円）	随時（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機	リサイクル券	随時 購入店舗または廃家電指定取引所

出典：うるま市資料

(2) 事業系ごみ

廃棄物処理法第 3 条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されており、排出者責任を原則としています。

本市では、事業所から排出される事業系ごみは、本市の担当課窓口で搬入許可申請を行い、搬入許可証を持って中部北環境施設組合（美島環境クリーンセンター）へ搬入（自己搬入）するか、本市の許可業者に収集依頼することとしています。なお、事業系ごみについても、美島環境クリーンセンターへ搬入する際には、本市の生活系ごみの分別方法に従い処理することとしています。

6-3　ごみ有料化の状況

本市の一般廃棄物処理手数料の状況を表 2-1-10 に示します。

表 2-1-10　一般廃棄物処理手数料の状況

指定ごみ袋（生活系・事業系）			粗大ごみ（生活系）				犬・ねこ等の死骸
燃やせるごみ	燃やせないごみ	資源ごみ	粗大ごみ		特定家電製品		
			市収集	自己搬入	市収集	自己搬入（購入店舗または廃家電指定取引所）	
特大 60 円/枚 大 30 円/枚 中 20 円/枚 小 17 円/枚	中 20 円/枚 小 17 円/枚	中 20 円/枚 小 17 円/枚	300 円/個	200 円/個	300 円/個		1,000 円/体

注：特定家電製品には、別途リサイクル券が必要
出典：「うるま市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例（平成 19 年条例第 11 号）」

7　中間処理

本市では、燃やせるごみ、燃やせないごみ等の中間処理を中部北環境施設組合の美島環境クリーンセンターで実施しています。美島環境クリーンセンターの概要を表 2-1-11 に示します。

表 2-1-11　中部北環境施設組合の施設概要

項　目	内　容	
名　　称	美島環境クリーンセンター	
所 在 地	うるま市字栄野比 1211-6	
施設区分	ごみ溶融施設	リサイクルプラザ
竣　　工	平成 16 年 9 月	平成 16 年 3 月
処理能力	166t/日	57t/日
概　　要	燃焼設備：ガス化溶融 排ガス処理設備：バグフィルタ 排水処理：無放流	不燃粗大：破砕選別 缶：選別・圧縮 びん：選別 ペットボトル：圧縮梱包 その他資源：ストック

出典：「廃棄物対策の概要（沖縄県　令和５年３月）」
　　うるま市環境課

8　最終処分

本市は、一般廃棄物最終処分場を所有しておらず、中部北環境施設組合の構成村である恩納村一般廃棄物最終処分場で最終処分を行っています。

9　資源化

収集する資源ごみとして、缶類、びん類、ペットボトル、古紙類（新聞、雑誌、段ボール、紙パック等）、古布を指定しています。

本市の過去５年間における資源化量の推移を表 2-1-12 及び図 2-1-11 に示します。

資源化量は、平成 30 年度から令和２年度にかけて増加し、その後、減少しています。

令和４年度の資源化量はメタル・スラグが最も多く、次いでびん類、古紙・古布となっています。

表 2-1-12　資源化量の推移

年　度	資源化量（t）									
	資源ごみ						不燃・粗大ごみ	メタル・スラグ	草木類	合　計
	缶類	びん類	ペットボトル	紙パック	段ボール	古紙・古布	資源物			
平成30年度	270	859	338	2	古紙・古布に含む	299	524	2,225	394	4,911
令和元年度	311	846	350	1		452	500	2,388	289	5,137
令和2年度	370	881	366	3		738	629	2,344	355	5,686
令和3年度	308	830	394	3		794	544	2,318	357	5,548
令和4年度	245	840	392	0		634	534	2,290	338	5,273

出典：環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 30 年度～令和３年度）」
　　令和４年度のデータは、うるま市資料

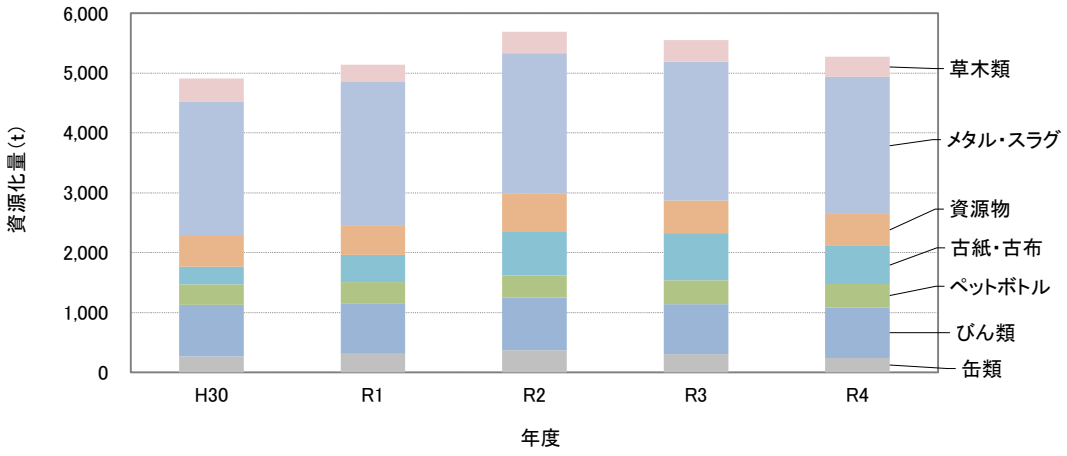

図 2-1-11　資源化量の推移

10　ごみ処理体制

本市のごみの収集・運搬、中間処理に係わる維持管理体制を表 2-1-13 に示します。

表 2-1-13　ごみ処理体制

	収集・運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	直営・委託・許可・自己搬入	美島環境ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ	恩納村一般廃棄物最終処分場
事業系ごみ	許可・自己搬入		

第２節　前計画における数値目標と実績

1　前計画の目標値（令和９年度）との比較

前計画の目標値（令和９年度）、令和４年度の実績値及び評価を表 2-1-14 に示します。

前計画の目標値（令和９年度）と令和４年度の実績値を比較すると、全ての目標値において達成できていません。

表 2-1-14　前計画の目標値と令和４年度実績値の比較

前計画の目標値（令和９年度）		令和４年度	
		実績値	評価
減量化目標	766g/人・日	849g/人・日	未達成
	生活系ごみ：523g/人・日（草木類除く）	552g/人・日	未達成
	事業系ごみ：232g/人・日	289g/人・日	未達成
資源化目標	リサイクル率：22.0%	13.5%	未達成
	生活系の資源ごみ：75g/人・日	47g/人・日	未達成
	事業系の資源ごみ：32g/人・日	6g/人・日	未達成

1-1　一人１日当たりのごみ排出量

一人１日当たりのごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-12 に示します。

一人１日当たりのごみ排出量は、800g 台（830g～869g）で推移しており、令和９年度の目標値（766g）と比べると、実績値は目標値より高い結果となっています。

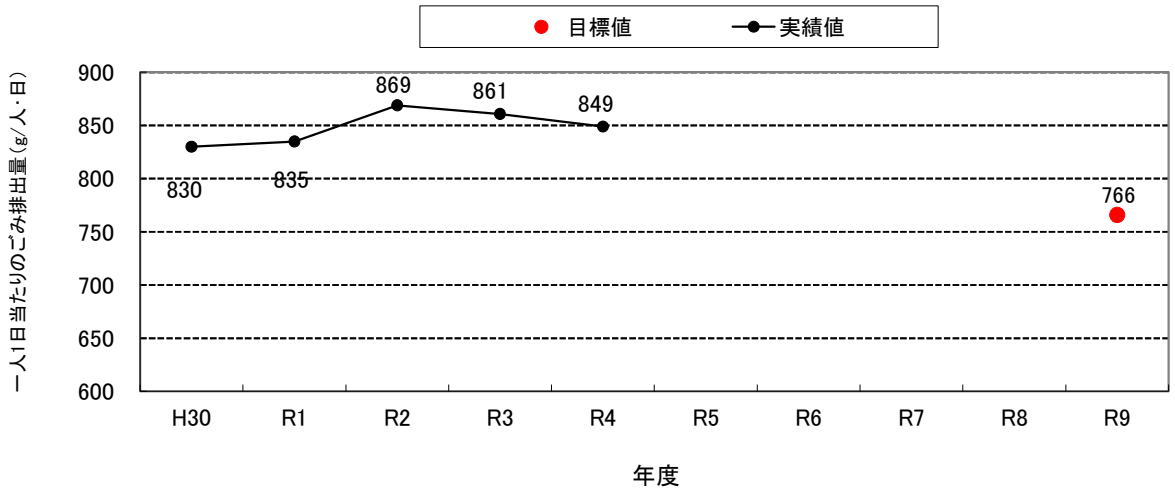

図 2-1-12　一人１日当たりのごみ排出量の前計画の目標値と実績値の比較

1-2　一人１日当たりの生活系ごみ排出量

一人１日当たりの生活系ごみ排出量（草木類除く）について、前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-13 に示します。

一人１日当たりの生活系ごみ排出量（草木類除く）は、平成 30 年度から令和元年度に減少しましたが、令和２年度には一旦増加したものの、令和３年度以降は減少に転じました。

令和９年度の目標値（523g/人･日）と比べると、実績値は目標値より高い結果となっています。

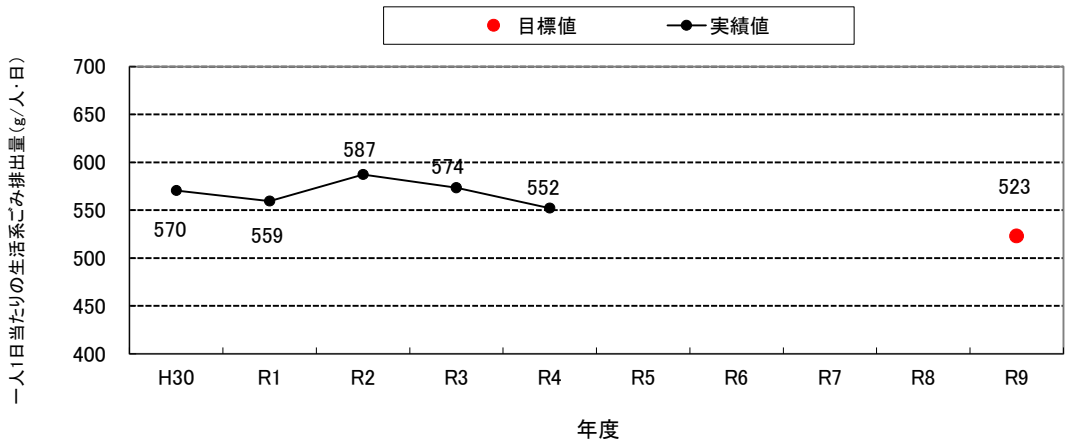

図 2-1-13　生活系ごみの前計画の目標値と実績値の比較

1-3　一人１日当たりの事業系ごみ排出量

一人１日当たりの事業系ごみ排出量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-14 に示します。

一人１日当たりの事業系ごみ排出量は、平成 30 年度以降、増加傾向にあります。

令和９年度の目標値（232g/人･日）と比べると、実績値は目標値より高い結果となっています。

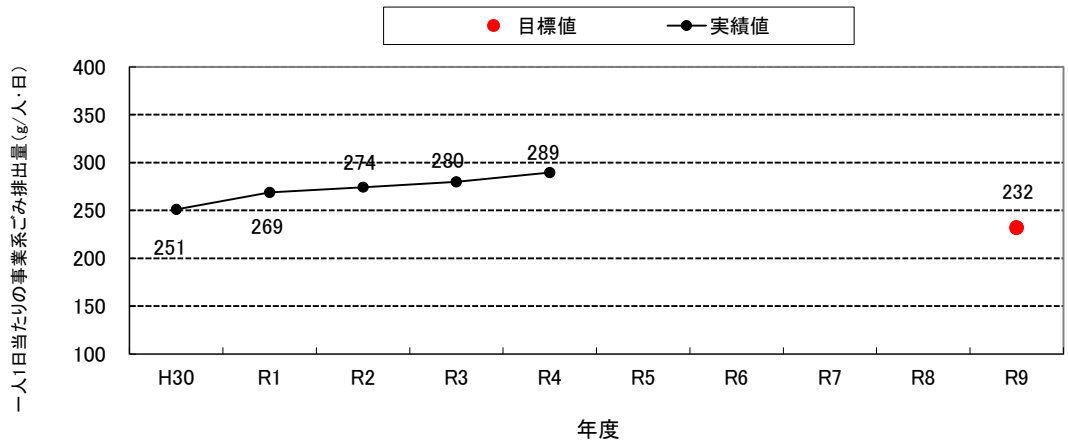

図 2-1-14　事業系ごみの前計画の目標値と実績値の比較

1-4　リサイクル率

リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-15 に示します。

リサイクル率は、令和 2 年度の 14.2%を除き、13%台で推移しています。

令和 9 年度の目標値（22.0%）と比べると、実績値は目標値より低い結果となっています。

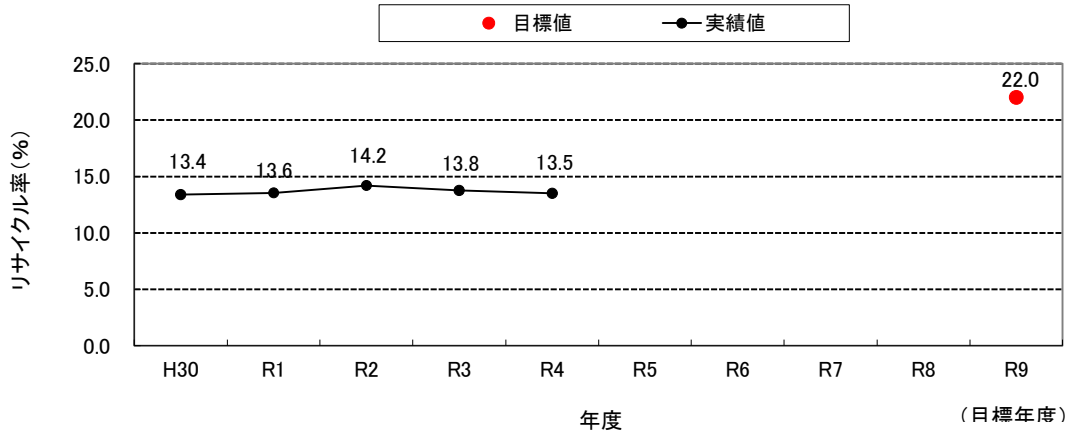

図 2-1-15　リサイクル率の前計画の目標値と実績値の比較

1-5　一人 1 日当たりの生活系資源ごみ量

一人 1 日当たりの生活系資源ごみ量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-16 に示します。

一人 1 日当たりの生活系資源ごみ量は、平成 30 年度から令和 2 年度にかけて増加しましたが、令和 3 年度以降は減少に転じました。

令和 9 年度の目標値（75g/人･日）と比べると、実績値は目標値より低い結果となっています。

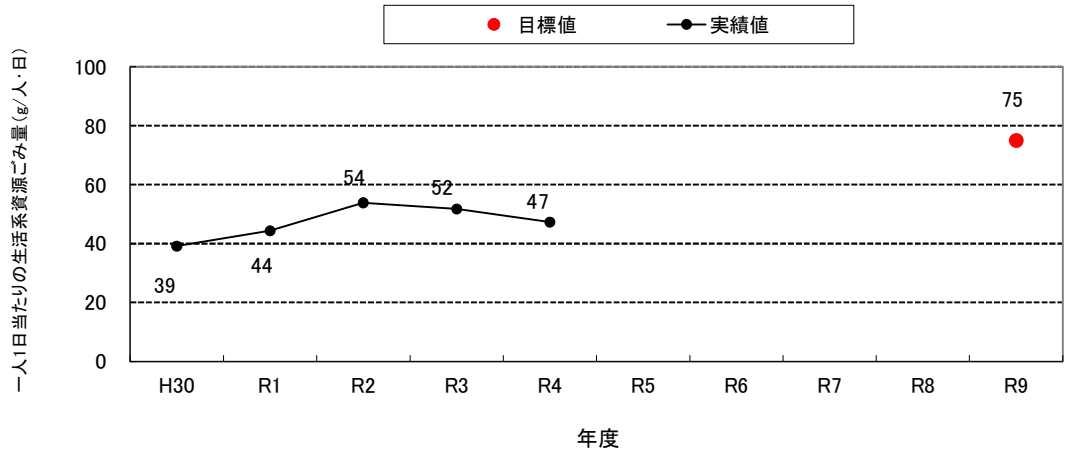

図 2-1-16　生活系資源ごみ量の前計画の目標値と実績値の比較

1-6　一人１日当たりの事業系資源ごみ量

一人１日当たりの事業系資源ごみ量について、前計画の目標値と実績値の比較を図 2-1-17 に示します。

一人１日当たりの事業系資源ごみ量は、平成 30 年度以降、おおむね同程度で推移しています。

令和９年度の目標値（32g/人･日）と比べると、実績値は目標値より低い結果となっています。

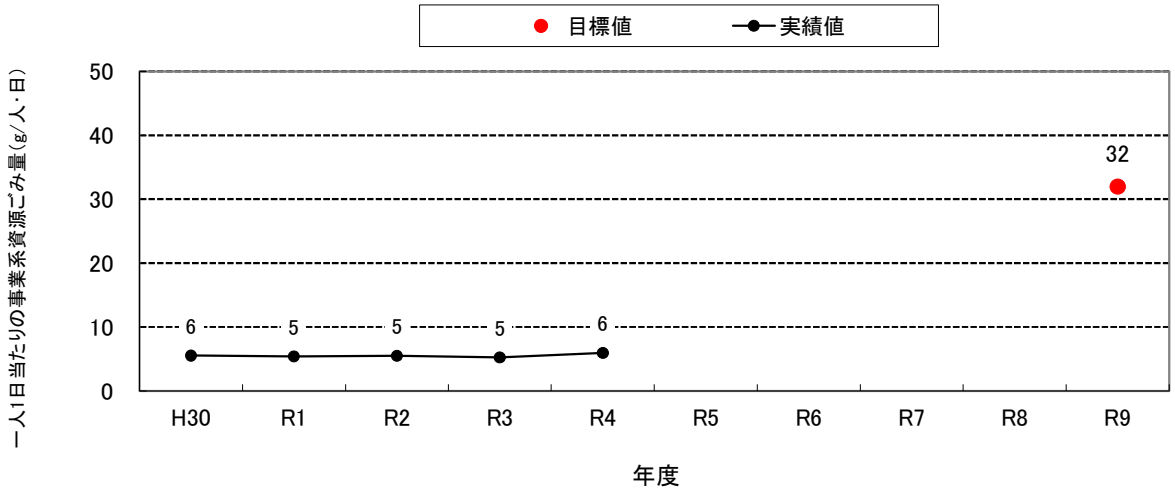

図 2-1-17　事業系資源ごみ量の前計画の目標値と実績値の比較

2　全国及び沖縄県の実績値との比較（令和３年度）

全国及び沖縄県の実績値との比較（令和３年度）を表 2-1-15 に示します。

うるま市の一人１日当たりのごみ排出量は、全国及び沖縄県と比較して低くなっています。

内訳をみると、生活系ごみは低く、事業系ごみは高い結果となっています。

リサイクル率は、全国及び沖縄県と比較して低い結果となっています。

表 2-1-15　全国及び沖縄県の実績値との比較（令和３年度）

項目	全国	沖縄県	うるま市
一人１日当たりのごみ排出量	890g/人･日	881g/人･日	861g/人･日
一人１日当たり生活系ごみ排出量	636g/人･日	604g/人･日	581g/人･日
一人１日当たり事業系ごみ排出量	254g/人･日	276g/人･日	280g/人･日
リサイクル率	19.9%	15.8%	13.8%

出典：全国の実績値　環境省 HP「日本の廃棄物処理　令和３年度版」
　　沖縄県の実績値　環境省 HP「一般廃棄物処理実態調査結果（令和３年度）」
※全国と沖縄県の実績値の最新データである令和3年度で比較した。
※生活系ごみ排出量は草木類を含む。

第３節　前計画における施策の実施状況の評価

前計画における施策の実施状況の評価を表 2-1-16～表 2-1-32 に示します。

前計画の施策の中で、一部実施した施策や実施できていない施策もあります。これらの施策については、必要性も含めて、今後の取組について検討する必要があります。

【評価方法】
○：施策の実施又は取組中
△：施策の一部実施
×：施策の未実施

1　発生・排出抑制

1-1　市民による 4R の推進

表 2-1-16　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
減量化対策	ライフスタイルの見直し	日常的に、ごみの発生・排出量を削減するライフスタイルへの転換を促す	―	―
		・必要な物しか買わない	○	△
		・使い捨て製品の使用の抑制	○	
		・簡易包装の製品の購入	×	
		・詰め替え製品の購入	○	
		・環境や人の健康にやさしい商品の選択	×	
		・リユース及びリサイクル製品の選択	○	
		・長く使用できるものを選択	×	
		・物は長く使用	×	
		・食品ロスの削減	○	
		・3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の実行	○	
		・湿った草木類は乾燥させてからごみに出す	△	
	マイバッグ等の運動の促進	・レジ袋や過剰包装を削減するため、マイバッグ運動の展開	○	△
		・スーパーやコンビニ等との協力連携し、マイバッグ持参を展開	△	
		・マイ箸、マイカップの利用	×	
	分別排出の徹底	・転入者、単身世帯等のごみ分別排出の指導	○	○
		・処理困難物のごみ出しルールの指導	○	

表 2-1-17　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
資源化対策	紙類の回収	・紙類の分別回収の徹底の呼びかけ	○	○
	古布の回収	・古布の回収の呼びかけ	○	○
		・関係機関と調整を行い、効率の良い収集及び資源化に向けた取り組みの検討	○	○
	廃食油の回収	・廃食油の回収の呼びかけ	△	×
		・関係機関と調整し新たな拠点づくりの検討	×	
		・効率の良い収集及び資源化に向けた取り組みの検討	×	
	生ごみの堆肥化の普及	・「家庭用生ごみ処理機購入奨励助成事業」の継続	○	○
		・家庭に庭や畑を所有する市民への生ごみ堆肥化容器等の活用	○	
	食品トレイ等の店頭回収の利用促進	・食品トレイ等の店頭回収の利用の呼びかけ	×	×
	リサイクル業者の利用促進	・タンス等の不要品については、リサイクル業者の利用の周知	×	×
	フリーマーケットやバザーの利用促進	・身の周りの物を再使用するフリーマーケットや不用品バザーの支援	△	△
減量化・資源化の双方を含む対策	4Rの推進・組織づくり	・4Rを適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりの検討	○	○
		・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力	○	
	市民への普及啓発	・子供が見ても理解できるごみの分別の仕方を紹介したパンフレットの作成	○	○
		・市のごみ処理の現状やごみの分別方法等のごみ処理全体の説明資料のホームページでの紹介	○	
		・学校、家庭及び地域での環境教育への支援	○	
		・一般ごみの野焼き禁止	○	
		・不法投棄の禁止、不法投棄発見への協力	○	

1-2　事業者による 4R の推進

表 2-1-18　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
減量化・資源化の双方を含む対策	分別排出の徹底	・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の明確化	○	△
		・紙類の分別回収の徹底・指導	×	
		・飲食店などの生ごみの削減の指導	×	
		・処理困難物のごみ出しルールの指導	○	
	食品トレイ等の店頭回収	・食品トレイ等の店頭回収への実施の要請	×	×
		・自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大の要請	×	
		・店頭回収を実施している事業所の情報発信の要請	×	
	簡易包装の促進	・容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）への協力要請	×	△
		・レジ袋有料化及びマイバッグへの協力要請	○	
	環境汚染の少ない製品やごみになりにくい商品の開発	・大量廃棄の素となる使い捨て商品等の製造を見直し、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品開発の支援	×	×
		・商品等の一部がごみとならないような商品を見直し、分別可能でリサイクルが容易な商品開発の支援	×	
	4Rの推進・組織づくり	・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力	×	×
		・4Rを適切に推進するため、従業員等へのごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくりの検討	×	
	減量化・資源化計画の策定	・製品や流通及び販売で発生するごみの減量化を推進するため、年間排出量が一定規模を超える事業者については、減量化・資源化計画の策定支援	×	×
		・全事業所でのペーパーレス化及び資源化の啓発	×	
	適正処理の啓発	・事業所から排出される廃棄物の処理責任の自覚と廃棄物の適正処理	○	○
		・廃棄物処理業者を利用する際には、許可業者と契約	○	
		・産業廃棄物等については、安全で適正な処理、処分	○	

表 2-1-19　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
減量化・資源化の双方を含む対策	環境に配慮した事業活動	・事業活動における省エネルギー・省資源に向けた取り組みの実践	×	×
		・従業員への環境教育を実施	×	
		・事務用品等の長期使用	×	
		・環境配慮製品を積極的な使用	×	
		・紙の両面使用や資源化の徹底	×	
		・ごみの排出抑制及びリサイクル	△	
		・ごみの減量化に関する情報の収集	×	
		・市が開催する啓発活動等への参加	×	
		・不法投棄の禁止	○	
		・ダイオキシン類や悪臭などの原因となる小型焼却炉・簡易焼却炉の使用禁止	×	
	事業者による情報発信の促進	・事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力	○	○

1-3　行政による 4R の推進

表 2-1-20　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
減量化対策	ごみ処理有料化の見直し・検討	・ごみの発生・排出抑制を推進するため、市民や事業者のニーズに対応した指定袋の種類や価格の見直し・検討	○	○
減量化・資源化の双方を含む対策	市民に対する4R活動の推進	・不用品を他者に譲り、使ってもらったり、不用品を使ったものづくりの講座等の開催	△	
		・適切な分別の指導	○	
		・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合に対するごみ分別に関する指導及び相談	○	
		・販売店等の事業者に対する簡易包装の導入の呼びかけ	×	
		・マイバッグ持参の呼びかけ	○	
	市民団体等との協力	・環境負荷の少ない処理やごみ処理に要する費用等についての認識を深めるための環境教育・環境学習の場の提供	○	○
		・市民団体等の協力を得て、更なるごみの分別や資源化を推進	○	
	事業者に対する4R活動の推進	・事業系一般廃棄物排出事業者の排出量及び排出実態の把握	○	×
		・簡易包装やばら売り・量り売りの取り組みの働きかけ	×	
		・生ごみを排出する事業者に対しては、食品ロスの削減や水切りの実施・指導	×	
		・年間排出量が一定規模を超える事業者には、ごみの減量化及びリサイクルの実施の徹底・指導	×	
		・他自治体又は民間団体などの取組事例について調査・研究	△	
		・環境に優しい製品やサービス提供の働きかけ	×	
		・リサイクルルートの確保	○	
	環境教育の推進	・ごみ処理施設等の見学会を実施し、一人でも多くの子供がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育の実施	○	○
		・子供への教育を通じて、子育て世代が子供と一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供	○	
		・4Rの普及啓発を推進するため、市民や事業者への出前講座を定期的に開催	△	

表 2-1-21　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	項目	施策内容	個別評価	評価
減量化・資源化の双方を含む対策	普及啓発の推進	・市民及び事業者のごみに関する環境問題やごみ減量について意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用	○	○
		・ごみ減量化の取組事例について広報紙やホームページでの情報発信	○	
		・転入窓口となる担当部署と協力して、転入者に対する普及啓発	○	
		・集合住宅の所有者、管理会社又は管理組合と連携した入居者への普及啓発	○	
		・3切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の普及啓発	△	
		・エコステーションの設置については、各種イベントや祭り会場など、その他へ設置場所を拡大	○	
		・美島環境クリーンセンターの工房をエコステーションとして活用するよう検討	×	
	グリーン購入の利用促進	・市役所内でのグリーンマーク商品等、環境配慮型製品の率先購入	○	○
		・市民及び事業者に対し、環境配慮型製品の購入を呼びかける	△	
		・再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入	○	
		・古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入	△	
	事務用消耗品等についての配慮	・割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用	△	△
		・マイボトルの持参	○	
		・ボールペンは、芯の交換ができるものを使用	○	
		・使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用	○	
		・物品等の納入時における過剰包装の削減を推進	×	
		・ファイルやフォルダを繰り返し使用	○	
		・使用済み封筒の再利用	△	
		・再生紙などの再生品の活用	△	
		・新聞、雑誌、ダンボール、雑紙などの古紙分別を徹底	○	
		・資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底	○	
		・市主催のイベント会場にごみ分別回収ボックスを設置	○	
	環境クリーン指導員の活用	・ごみの排出・ごみの減量化･資源化の指導	○	○

2　収集・運搬

2-1　分別区分・収集方法の見直し

表 2-1-22　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
分別区分細分化の検討	・平成25年4月に施行された小型家電リサイクル法に基づき、携帯電話、デジタルカメラ等の小型家電（28分類）の回収方法を検討	○	○
収集・運搬委託業者の指導	・収集委託業者に対して適切な収集･運搬を行うよう指導	○	○
	・市民の分別の徹底を促すため、分別されていないごみについては、収集を行わない措置を促しており、委託業者に対してその趣旨を説明	○	

2-2　収集・運搬体制の整備

表 2-1-23　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
環境配慮型の収集車両の導入	・環境配慮型の収集車両（粗大ごみ収集）の導入	×	×
	・ごみの収集・運搬を委託している業者に対しても導入を推進	×	
安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保	・ごみの分別区分、排出方法、排出場所に排出されたごみは、市が責任を持って適正かつ円滑に収集・運搬	○	○
	・ごみ処理を取り巻く状況の変化にも対応できる安心・安全・安定的な収集・運搬体制の確保に努めるとともに、状況に応じた施策の推進	○	

2-3　資源物持ち去り行為の防止

表 2-1-24　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
資源ごみ抜き取り対策の検討	・資源物（アルミ缶・新聞紙）の抜き取り対策の検討	×	×

3　中間処理

3-1　安全かつ適正な処理体制の適正管理

表 2-1-25　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
美島環境クリーンセンター等の維持管理	・中間処理施設の定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、施設の長寿命化を図る	○	○
	・市民及び事業者から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ等、全量を安全かつ適正に処理できる体制を整備するとともに、広域的な処理体制の充実を図る	○	

3-2　処理施設の燃料費の低減化

表 2-1-26　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
燃料費の低減化	・ごみの減量化・資源化やごみ処理事業の効率化などによる、ごみ処理費用の削減	×	×

3-3　リサイクルの推進

表 2-1-27　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
中間処理段階の循環利用の促進	・熱回収施設における金属類や溶融スラグ等の有効利用、埋立処分量の最少化、余熱利用（発電、蒸気利用）	○	○
	・リサイクルセンターにおける不燃性粗大ごみからの金属類の自然物回収の徹底と分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類の適正な資源化の実施	○	

4　最終処分

4-1　最終処分量の減容化

表 2-1-28　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
ごみ排出量の減量化	・最終処分場の減容化を図るため、ごみの排出抑制やリサイクル、適正な中間処理の実施	○	○

5　その他計画

5-1　不法投棄対策・環境美化運動の推進

表 2-1-29　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
不法投棄の監視体制の強化	・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備	○	○
	・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見	○	
	・地域の自治会と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発	○	
不法投棄排出者への対応	・不法投棄を行った者に対しては、法令及びルールの遵守をするよう指導	○	○
	・必要に応じて、警察及び自治会などと連携を図り、厳格な対応の実施	○	
不法投棄排出者への啓発	・不法投棄防止の看板設置及び提供、不法投棄がされやすい場所への監視カメラの設置等	○	○
環境美化運動の推進	・美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、各自治会・市民・各種団体・事業者等と協力し、環境美化清掃の継続	○	○

5-2　適正処理困難物の対応

表 2-1-30　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知徹底	・家電リサイクル法で定められている5品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知	○	○
家庭から排出される医療系廃棄物の回収	・「うるま市在宅医療廃棄物の処理について（お願い）」に基づき、在宅医療廃棄物の回収を継続	○	○

5-3　小型家電リサイクルの推進

表 2-1-31　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
小型家電リサイクルの周知徹底	・小型家電リサイクル法に基づき、希少金属（レアメタル）等のリサイクルについて、広報紙やホームページでの周知	○	○

5-3　災害廃棄物処理対策

表 2-1-32　前計画における施策の実施状況の評価

具体的施策	施策内容	個別評価	評価
災害廃棄物処理基本計画の策定	・本計画の第3編「災害廃棄物処理基本計画」に基づいた災害廃棄物の処理を実施	○	○

第４節　本市のごみ処理における課題

本市のごみ処理における課題は、以下のとおりです。

1　発生・排出抑制の課題

1-1　市民による 4R の推進

・一人 1 日当たりの生活系ごみ排出量は横ばい傾向にあり、令和 9 年度の目標達成に向けて、ごみの減量化への更なる取り組みが求められます。特に、ごみの 3 成分の分析結果において水分が約 4 割含まれていることから、燃やせるごみの中の水分を減らす必要があります。
・ごみの分別排出指導の強化（転入者、単身世帯等への啓発）を図り、ごみ減量化を推進する必要があります。
・ごみ質分析結果において紙類が約 5 割含まれていることから、燃やせるごみの中の紙類を資源化していくことが必要です。
・古布の回収を継続して行い、市民へ積極的な普及啓発に努める必要があります。
・家庭からでる不用品の再使用を推進し、粗大ごみ等の減量化を図るため、リユースショップや地域情報サイトの活用を市民に周知する必要があります。
・ごみ量の削減を推進するため、市民等により行われているフリーマーケットや不用品バザーを継続して行い、身の回りのものを再使用する必要があります。
・家庭から出る生ごみの量を減らし、自己処理を促すため「生ごみ処理機及び処理容器」購入の助成を継続する必要があります。
・4R を推進するため地域と連携を図り、ごみの分別や減量化についての情報交換が行える体制づくり等を検討する必要があります。
・市民のごみの発生・排出抑制に対する意識啓発や学校・家庭・地域の協力により、環境教育の支援に努める必要があります。

1-2　事業者による 4R の推進

・一人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は増加傾向にあり、令和 9 年度の目標達成に向けて、自ら処理する排出者責任の自覚を深め、ごみの減量化への更なる取り組みが求められます。
・資源ごみ量は令和 9 年度の目標値（32g/人･日）と比べて、低い状況（令和 4 年度 6g/人･日）にあります。特に、ごみ質分析結果において紙類が約 5 割含まれていることから、発生抑制の取り組みとして、燃やせるごみの中の紙類の分別を徹底する必要があります。
・飲食店などの事業系生ごみは、減量化に取り組む必要があります。
・ごみの発生量の削減を目指すため、容器包装の簡素化を徹底する必要があります。
・再使用が可能な容器であるリターナブルビンのような、長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品の開発を推進する必要があります。
・事業系ごみの排出抑制のため、資源化・減量化計画の策定を推進し、また、拡大生産者責任へ

の理解を徹底していく必要があります。
・事業活動に伴って生じた廃棄物の処理責任の自覚と適正処理を徹底していく必要があります。
・事業所におけるごみの減量及び適正処理を進めるためには、従業員の意識向上を図り、一体となって取り組めるような情報提供を行う必要があります。

1-3　行政による 4R の推進

・一人 1 日当たりのごみ排出量は横ばい傾向にあり、令和 9 年度の目標達成に向けて、ごみの減量化への更なる取り組みが求められます。
・市民及び事業者に対して、適切な分別の指導等を強化し、特に、紙類の資源化を推進する必要があります。
・本市への転入者に対し、ごみの分別排出を徹底する必要があります。また、転出入者の多い集合住宅については、集合住宅所有者又は管理会社などと連携し啓発を強化する必要があります。
・外国人に対しても、ごみの分別方法をわかりやすく伝える方法を検討する必要があります。
・平成 16 年度から有料指定ごみ袋を導入し、ごみ処理経費の確保、ごみ排出量の減量化を推進してきましたが、ごみの総排出量が増加傾向にあります。他市町村の状況も踏まえ、ごみ処理料金の見直しを検討する必要があります。
・燃やせるごみについては、令和元年度よりU字型の中サイズのごみ袋を導入していますが、市民の利便性向上の観点から、大サイズもU字型にすることを検討する必要があります。
　また、特大サイズも導入していますが、収集・運搬の効率性の観点から、他市町村の状況も踏まえ、廃止を検討する必要があります。
・一人でも多くの生徒がごみや環境に関心を持ってもらうため、ごみ処理施設の見学や小・中学校への環境教育を推進する必要があります。
・市民のごみに対する関心を高めるため、ごみ減量に対する意識の向上につながるような記事（広報紙やホームページ等）の掲載頻度を増やしていく必要があります。
・適正なごみ処理や減量化・資源化を進めるためには、市民・事業者・行政が一体となった取り組みが必要であるため、情報提供や意識向上イベントなどの啓発事業の実施により、連携を図る必要があります。
・今後も、各種イベントや地域の祭りなどでサポート企業・協力団体等の協力により、エコ活動を実施する必要があります。
・生ごみの水切りの方法などの情報を提供する必要があります。
・今後も、グリーン購入法に基づいた物品調達を実施する必要があります。
・市民及び事業者に対しても、環境配慮型製品の積極的な購入を周知する必要があります。
・今後も、事務用消耗品等について配慮した取り組みを行う必要があります。

2　収集・運搬

・恩納村との分別区分の統一を図っていることから、今後、新たな資源化に伴い分別区分の変更等を行う場合においては、恩納村と連携し分別区分の統一を図りつつ、収集・運搬体制の効率性の向上に努める必要があります。
・資源ごみ（アルミ缶・新聞紙）の抜き取りが多いことから、今後は対策を検討する必要があります。

3　中間処理

・今後も継続して美島環境クリーンセンターにてごみ処理を行っていくことから、組合と本市・恩納村が協力して施設の維持管理、運転管理の適正化及び公害防止対策に努め、適正処理を維持していく必要があります。
・中間施設の段階において、資源物の回収等を推進しており、今後も循環利用の推進、最終処分場の延命化の観点から継続していく必要があります。
・本市の減量化目標及び資源化目標の達成が厳しい状況にあることから、市民や事業者への啓発の計画を立てて、ごみ処理費の認識を徹底させるなど、ごみ減量に努める必要があります。
・本市の 1t 当たりのごみ処理費用は増加傾向にあることから、ごみ処理手数料の見直しを検討する必要があります。

4　最終処分

・最終処分場の残容量はまだありますが、一層の循環型社会の形成に向け、最終処分量を極力抑えていく必要があります。
・最終処分場に埋立て処分される溶融飛灰の発生を抑制し、最終処分場の長期安定的な運営が図られるよう、更なるごみの減量化及び資源化の推進に取り組む必要があります。

5　その他計画

5-1　不法投棄対策・環境美化運動の推進

・本市は、県内でも不法投棄が多いとされていることから、不法投棄防止に係る計画を策定し、更なる対策強化を図る必要があります。
・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備を推進する必要があります。
・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見に努める必要があります。
・不法投棄がされやすい場所への看板及び監視カメラの設置を継続して行う必要があります。
・市内では、空き缶・たばこの吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱が見受けられることから、ポイ捨て防止の啓発を図る必要があります。
・市職員、住民、事業者、ボランティアの協力により環境美化清掃を行っていますが、より一層

の空き缶等ごみの散乱防止活動を行う必要があります。

5-2　適正処理困難物の対応

・適正処理を推進するため、関係機関や民間業者と連携した処理体制の構築や住民への情報提供などを行う必要があります。
・在宅医療廃棄物のうち、注射器や針付きチューブなどの感染性廃棄物については、処理する際にケガや感染の可能性があるため、医療機関へ返却することを周知する必要があります。
・在宅医療廃棄物は市町村で処理することになっていることから、体制・施設整備等を検討する必要があります。

5-3　災害廃棄物処理対策

・台風等の災害により大量の廃棄物が発生した場合には、衛生的な環境を保持する観点から、迅速な対応が求められます。そのため、「うるま市地域防災計画」や「沖縄県災害廃棄物処理計画」等に基づき、収集・運搬や処理体制、各関係機関との連携・連絡体制などの確立を図る必要があります。

第 2 章　基本方針

第 1 節　目指す将来像

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、良好な環境を次世代に引き継ぐためには、大量生産、大量消費及び大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源を大切に使い、循環利用、有効活用に努め、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成することが求められています。

本市では、将来にわたる安定した円滑な廃棄物処理を念頭に、循環型社会の形成に向けて、4R（Refuse：ごみになるものを拒否する、Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：ものを再使用する、Recycle：再生利用する）を積極的に推進する「みんなで取り組もう　ごみ減量！　ごみ資源化！」を目指します。

目指す将来像

みんなで取り組もう　ごみ減量！　ごみ資源化！

第２節　基本方針

ごみ問題を根本から解決するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される浪費型社会から脱却し、循環型社会に移行することが必要です。これは、生産から流通、消費、廃棄に至るまで、物質を効率的に利用し、リサイクルを進めることで、環境への負荷をできるだけ少なくしていくことを目指しています。

本計画では、目標年度（令和９年度）におけるごみ処理の基本方針として、以下の５つを掲げ、廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに循環型社会の形成を目指します。

方針１：発生・排出抑制（市民・事業者・行政の三者協働による 4R 活動を推進）

市民・事業者・行政が各々協働して、4R（Refuse：ごみになるものを拒否する、Reduce：ごみの発生抑制、Reuse：ものを再使用する、Recycle：再生利用する）を積極的に推進し、ごみの発生・排出量の減量化・資源化を図ります。

市民は、環境に配慮したライフスタイルへの転換、ごみの減量化・資源化、分別排出の徹底等を積極的に推進します。

事業者は、生産や流通等の事業活動段階でのごみの発生量の抑制を図ります。また、再利用が可能な製品など、環境負荷の少ない製品づくり・販売によって、ごみの減量化・資源化を推進します。

行政は、循環型社会形成を目指してごみの発生・排出抑制等に関する市民・事業者への普及啓発の徹底や、廃棄物処理施設の維持管理、最終処分量の減容化対策等の施策を講じ、それらの施策を着実に推進していきます。

方針２：収集・運搬（効率的で環境に配慮した収集・運搬体制を整備）

収集・運搬事業においては、環境配慮型の収集車両を推奨するなど、市民の衛生的な生活環境を確保するため、効率的な収集・運搬体制を推進していきます。

方針３：中間処理（ごみの処理費を含めた施設の適正管理を推進）

処理施設の適正な維持管理によって施設の長寿命化を推進します。また、ごみの増加によって処理費が増えることから、処理費低減等も考慮した中間処理体制を推進します。

方針４：最終処分（最終処分場を長期利用可能とするため、埋立処分量の減容化を推進）

最終処分場の埋立容量には当然限界があるため、最終処分量は最小限に抑えることが必要です。ごみの排出、中間処理の段階で減量化・資源化を推進し、最終処分量の削減を推進します。

方針 5：その他計画（清潔できれいなまちを目指す）

市民・事業者・行政は、4R や収集・運搬、適正処理の他に、市民の生活環境を衛生的に保っていくことも重要です。そのため、三者が協働しながら不法投棄対策を講じ、清潔できれいなまちづくりを推進していきます。

コラム：「リサイクル」は４番目！

「リサイクル」と聞くと、「ごみを減らす手段」と、つい思ってしまいがちですが、「4R」の行動では「リサイクル」は、最後の４番目に来ています。

「リサイクル」の本来の意味は、不用品や廃棄物を資源（原料）に戻して、再利用することをいいます。「資源ごみ」として分別してごみを出せば、ごみの減量化につながると思いがちですが、不用になったものを捨てた場合、それはいくら資源化されるとしても、「不用物＝ごみ」となるのです。「リサイクル」はとても大切なことですが、その前に「使い捨てをやめる（減らす）」、「無駄づかいをしない」、「繰り返し大切に使う」ことを心がけることが、ごみの減量化につながるのです。

4R の順序としては、

①まずは必要でない物は買わない・断ることから始めます。リフューズ
②次に、ごみとして出にくい物を購入する。ごみとして出す量を減らす。リデュース
③次に、再利用出来る物を購入する。使い捨ての物は買わない。リユース
④最後に購入した物の再資源化に協力する。リサイクルできる物を購入する。リサイクル

１番目	２番目	３番目	４番目
リフューズ	リデュース	リユース	リサイクル
断る・買わない	減らす・直す	再利用	再資源化

リサイクルだけを行えば環境に優しいというわけではありません。この 4R を実行して、次代に繋ぐ循環型社会の形成に参加しましょう。

第 3 節　ごみ量の将来推計

1　人口及び事業所の将来予測

1-1　人口の将来予測

本市の将来人口は、平成30年度から令和5年度までの実績値から推計しました。

本市の人口は、目標年度である令和9年度には、現状（令和5年度）と比べると0.4%増加すると予測しました。

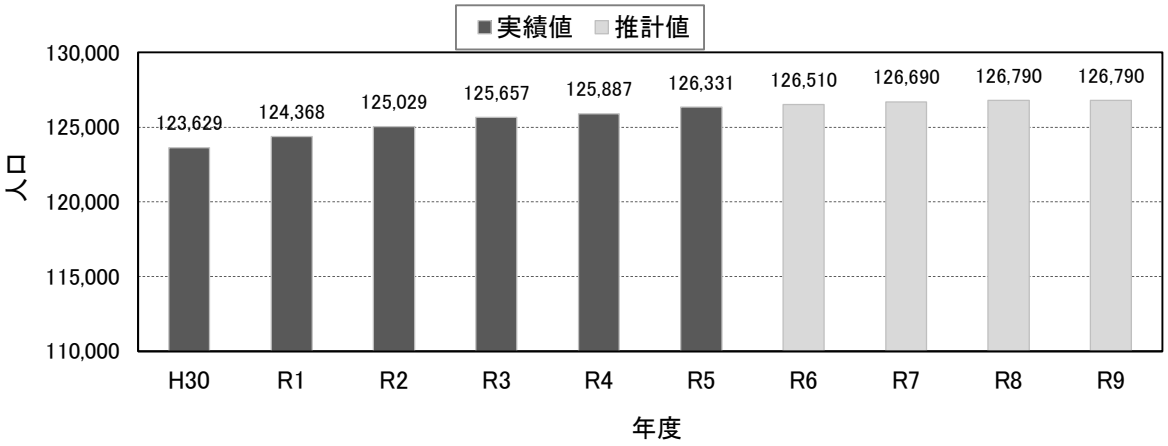

図2-2-1　人口の将来予測

1-2　事業所数の将来予測

将来の事業所数は、沖縄県統計年鑑の事業所数を用いて予測しました。なお、沖縄県統計年鑑のデータがない年度は、前後の実績値を均等割りし、補間しました。

目標年度である令和9年度には、令和3年度（最新値）と比べると1.0%減少すると予測しました。

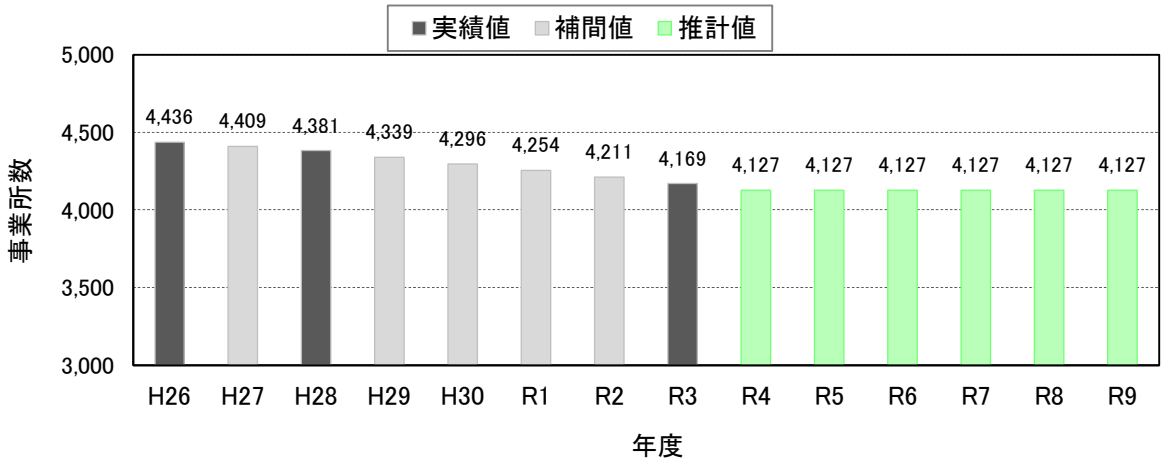

図2-2-2　事業所数の将来予測

2　ごみ排出量の将来予測

2-1　ごみ排出量原単位の将来予測

令和4年度から本計画の目標年度である令和9年度における一人1日当たりの排出量（原単位）は、生活系ごみが1.2%減少、事業系ごみが9.9%増加、全体で2.6%増加すると予測されます。

また、1事業者1日当たりの事業系ごみは10.7%増加すると予測されます。

表2-2-1　ごみ排出量原単位の将来予測（無対策（追加施策無し））

区分／年度		原単位							
		生活系ごみ（g/人・日）	R4からの増加率	事業系ごみ（g/人・日）	R4からの増加率	事業系ごみ（kg/所・日）	R4からの増加率	一人1日当たりのごみ排出量（g/人・日）	R4からの増加率
現況	令和4年度	560	―	289	―	8.83	―	849	―
将来推計	令和5年度	557	-0.4%	297	2.7%	9.11	3.1%	855	0.6%
	令和6年度	558	-0.4%	304	5.1%	9.33	5.6%	862	1.5%
	令和7年度	556	-0.6%	310	7.0%	9.51	7.7%	866	2.0%
	令和8年度	555	-0.8%	314	8.6%	9.66	9.4%	870	2.4%
	令和9年度	553	-1.2%	318	9.9%	9.77	10.7%	871	2.6%

注：令和4年度の事業系ごみ（kg/所・日）は推計値

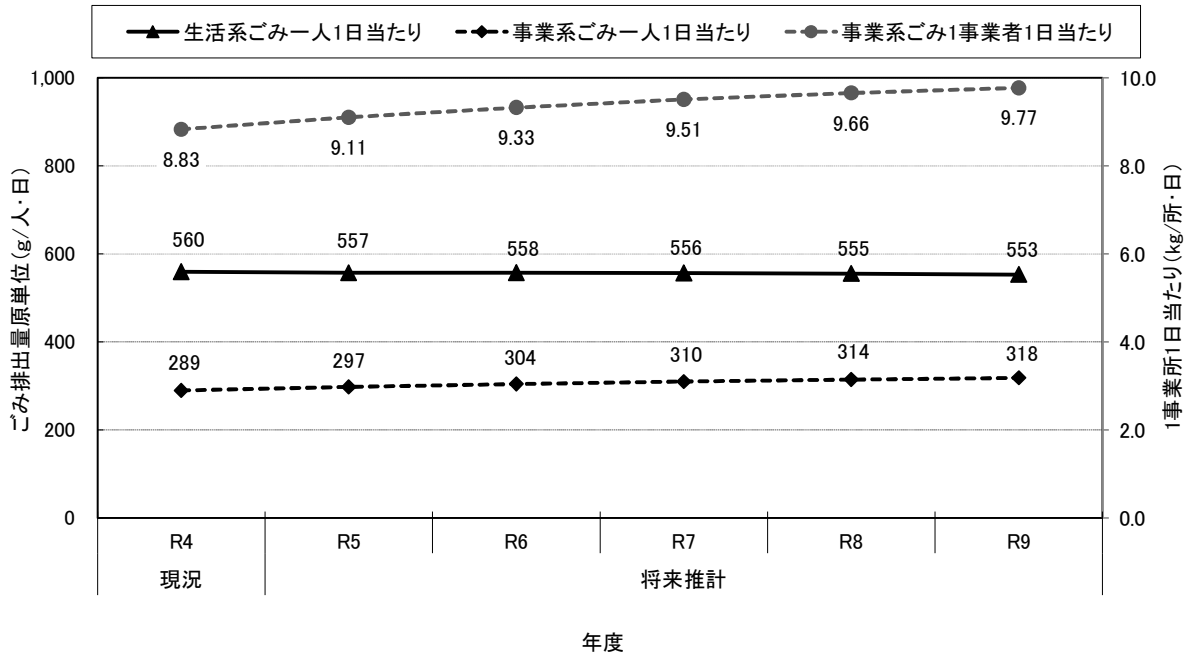

図2-2-3　ごみ排出量原単位の将来予測（無対策（追加施策無し））

2-2　ごみ排出量の将来予測

将来のごみ量及び原単位は、過去5年間の実績を基に、トレンド法を使用して予測しました。

本市の無対策（追加施策無し）のごみ排出量の予測結果を表2-2-2，図2-2-4に示します。

生活系ごみの排出量は、人口は増加するものの、表2-2-1に示す一人1日当たりのごみ排出量が減少することから、減少すると予測されます。また、事業系ごみの排出量は、事業所数は現状維持と推計したものの、1事業所当たりのごみ排出量が増加することから、増加すると予測されます。

令和9年度のごみ総排出量は令和4年度と比べて3.6%増加し、40,429ｔと予測されます。

表2-2-2　ごみ排出量の将来予測（無対策（追加施策無し））

区分／年度		行政区域内人口	事業所数	ごみ排出量				原単位
				生活系ごみ（ｔ）	事業系ごみ（ｔ）	総排出量（ｔ）	R4からの増加率	一人1日当たりのごみ排出量（ｇ/人･日）
現況	令和4年度	125,887	4,127	25,711	13,302	39,013	－	849
将来推計	令和5年度	126,331	4,127	25,759	13,753	39,512	1.3%	855
	令和6年度	126,510	4,127	25,744	14,050	39,794	2.0%	862
	令和7年度	126,690	4,127	25,722	14,326	40,048	2.7%	866
	令和8年度	126,790	4,127	25,697	14,548	40,244	3.2%	870
	令和9年度	126,790	4,127	25,668	14,761	40,429	3.6%	871

注：令和4年度の事業所数は推計値

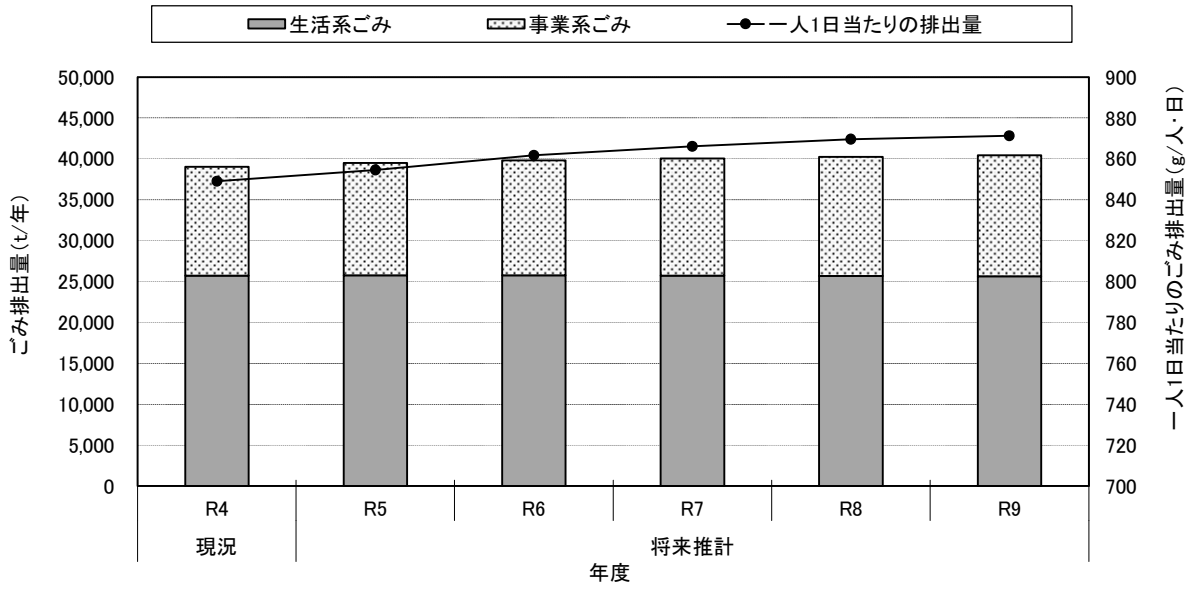

図2-2-4　ごみ排出量の将来予測（無対策（追加施策無し））

第 4 節　目標の設定

1　目標値の設定

1-1　国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値

5 つの基本方針を適切に推進していてくために、指標となる目標値を設定します。

目標値設定の考え方としては、国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値と本市の排出状況等を勘案して設定するものとします。

国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値を表 2-2-3 に示します。

表 2-2-3　国・沖縄県の減量化・資源化等の目標値

		実績値 国：平成 24 年度 県：令和元年度	目標値 国･県：令和 7 年度
国	排出量	4,500 万 t/年度	平成 24 年度比 約 16%削減
	一人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	472 g /人・日	440 g /人・日
	再生利用量 （リサイクル率）	930 万 t/年度	令和9年度に 約28%に増加
	最終処分量 （最終処分率）	470 万 t/年度	平成 24 年度比 約 31%削減
沖縄県	排出量	481,000 t/年度	令和元年度比 11.0%削減 428,000 t/年度
	一人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	490 g /人・日	令和元年度比0.2%削減 489 g /人･日
	再生利用量	排出量比 14.5%	排出量比 22.0%
	最終処分量 （最終処分率）	排出量比 6.6%	排出量比 4.9%

出典：国の目標「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の変更」（令和5年6月30日 環境省告示第49号）
沖縄県の目標「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和4年3月）

注：ごみ排出量とは、本計画の「ごみ総排出量」と同意である。
家庭系ごみとは、生活系ごみから資源ごみを除いたもの。
再生利用率とは、前出の「リサイクル率」及び国の基本的な方針の変更の「出口側の循環利用率」と同意である。

1-2　本市の減量化・資源化の目標設定

第 1 章の第 2 節前計画における数値目標と実績、及び第 2 章第 3 節のごみ量の将来推計に示したとおり、本市の減量化及び資源化の令和 9 年度目標値を達成することは難しい状況にあります。

しかし、基本方針として定めた「廃棄物の減量化・資源化を推進するとともに循環型社会の形成を目指す」ことから、前計画の減量化目標 766g/人･日、資源化目標のリサイクル率 22.0%を継続することとします。

(1) 減量化目標の設定

減量化の目標は、沖縄県の前計画（沖縄県廃棄物処理計画（第四期））の一人 1 日当たりのごみ排出量の目標値（平成 25 年度に対し 2.5%削減）を参考として、以下のとおり定めました。

> 平成 28 年度の 786ｇ/人･日を目標年度（令和 9 年度）には 2.5%減の
> **766ｇ/人･日**まで削減する。

生活系ごみ（草木類除く）については、ごみ減量施策を実施することにより、目標年度（令和 9 年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（545ｇ/人･日）から 22ｇ/人･日を減量し、523ｇ/人･日を目標とします。

事業系ごみについては、ごみ減量施策を実施することにより、目標年度（令和 9 年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（318ｇ/人･日）から 83ｇ/人･日を減量し、235ｇ/人･日を目標とします。

> ●生活系ごみは、目標年度（令和 9 年度）に、**523ｇ/人･日**を目標とする。
> ●事業系ごみは、目標年度（令和 9 年度）に、**235ｇ/人･日**を目標とする。

(2) 資源化目標の設定

資源化目標は、沖縄県の前計画（沖縄県廃棄物処理計画（第四期））の再生利用の目標である「リサイクル率を平成 32 年度までに 22%まで向上させる」を基本として、以下のとおり定めました。

なお、現行の沖縄県廃棄物処理計画（第五期）においても、第四期の目標を継続して 22.0%としています。

> リサイクル率を基準年（平成 28 年度）から目標年度（令和 9 年度）までに 22.0%まで向上させる。その目標達成のため、燃やせるごみに混入している資源物を資源ごみに分別する。●生活系資源ごみは、目標年度（令和 9 年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（53g/人･日）から 29g/人･日を増量し、**82ｇ/人･日**を目標とする。
> ●事業系資源ごみは、目標年度（令和 9 年度）の無対策（追加施策無し）の排出量（6g/人･日）から 37g/人･日を増量し、**43ｇ/人･日**を目標とする。

(3) 減量化・資源化目標の施策実施後における推計結果

減量化・資源化目標の施策実施後における生活系及び事業系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果を図2-2-5～図2-2-6に示します。

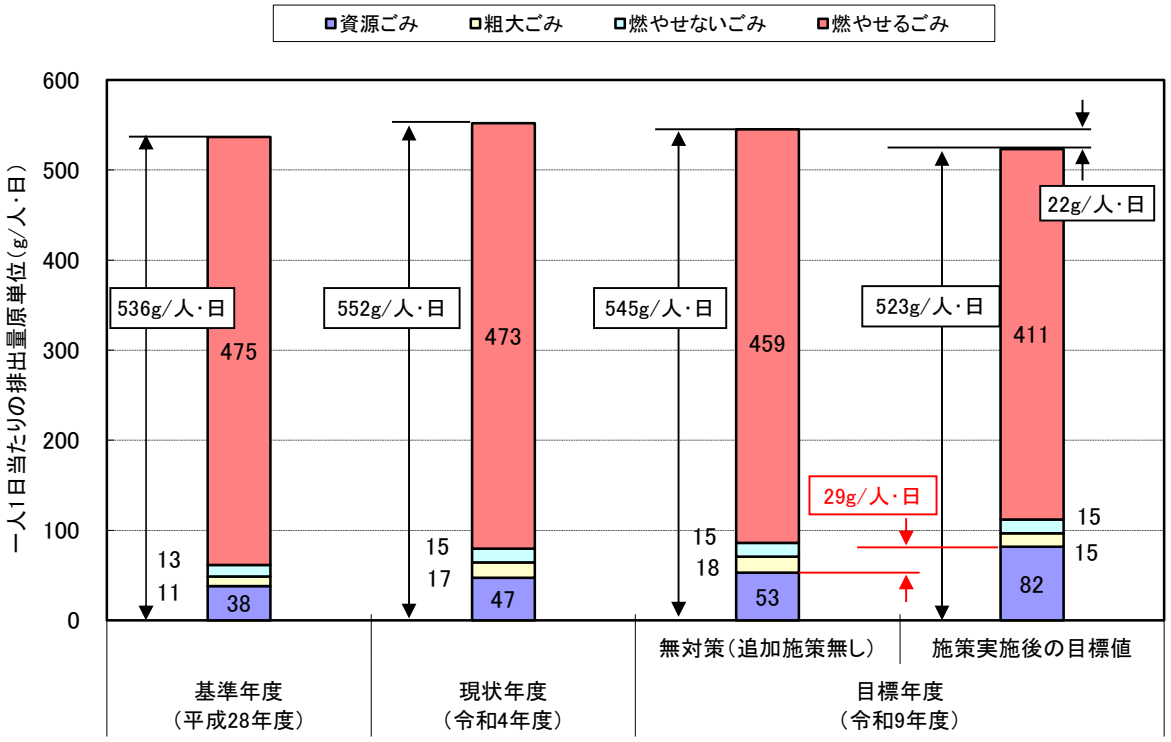

図2-2-5　生活系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果

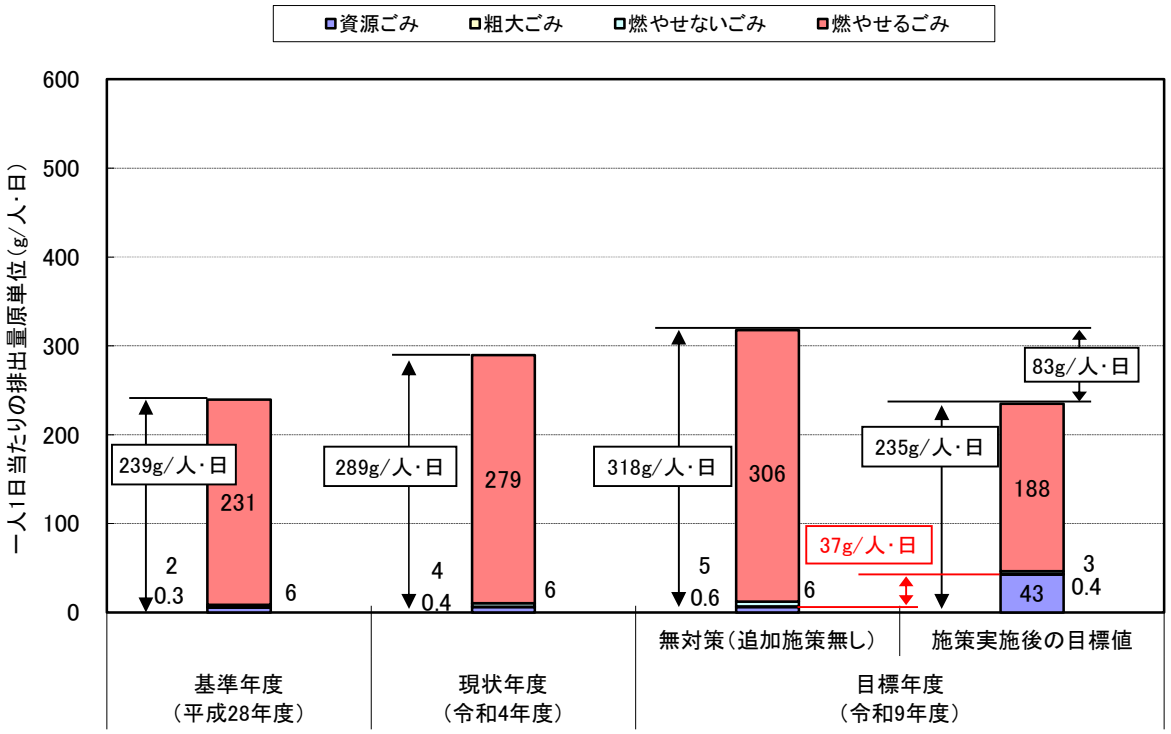

図2-2-6　事業系ごみの一人1日当たりの排出量原単位の推計結果

第３章　施策の展開

第１節　施策の体系

本計画における施策の体系を示します。

図 2-3-1　施策の体系

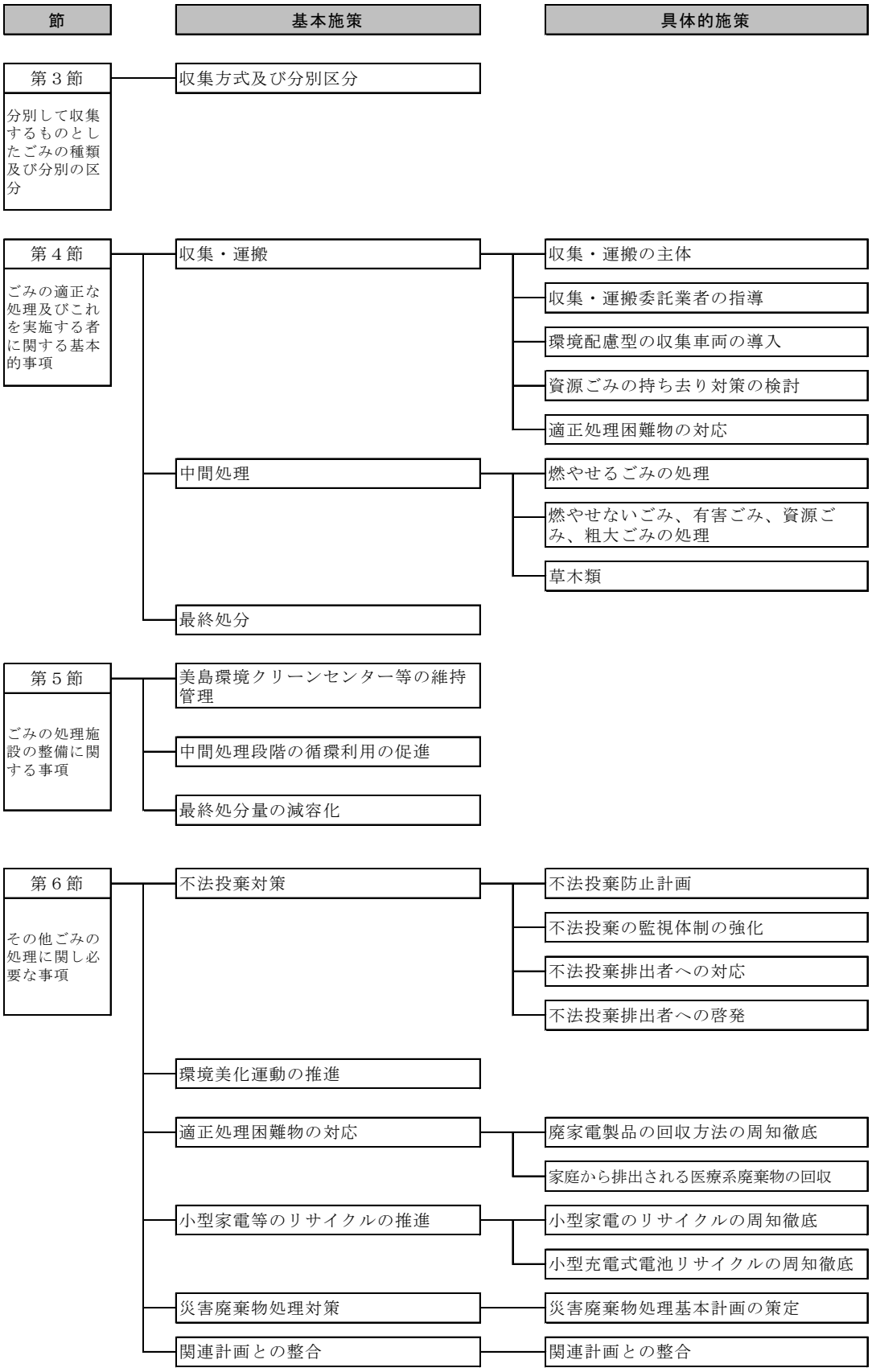
節
基本施策
具体的施策
第３節
分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分
収集方式及び分別区分
第４節
ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
収集・運搬
収集・運搬の主体
収集・運搬委託業者の指導
環境配慮型の収集車両の導入
資源ごみの持ち去り対策の検討
適正処理困難物の対応
中間処理
燃やせるごみの処理
燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理
草木類
最終処分
第５節
ごみの処理施設の整備に関する事項
美島環境クリーンセンター等の維持管理
中間処理段階の循環利用の促進
最終処分量の減容化
第６節
その他ごみの処理に関し必要な事項
不法投棄対策
不法投棄防止計画
不法投棄の監視体制の強化
不法投棄排出者への対応
不法投棄排出者への啓発
環境美化運動の推進
適正処理困難物の対応
廃家電製品の回収方法の周知徹底
家庭から排出される医療系廃棄物の回収
小型家電等のリサイクルの推進
小型家電のリサイクルの周知徹底
小型充電式電池リサイクルの周知徹底
災害廃棄物処理対策
災害廃棄物処理基本計画の策定
関連計画との整合
関連計画との整合

図 2-3-2　施策の体系

第 2 節　ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

1　市民による 4R の推進

1-1　減量化対策

(1) ライフスタイルの見直し

日常的に、ごみの発生・排出量を削減するライフスタイルへの転換を促進

・必要な分だけ買う
・使い捨て製品の使用の抑制
・簡易包装の製品の購入
・詰め替え製品の購入
・環境に配慮した商品の選択
・リユース及びリサイクル製品の選択
・長く使用できるものを選択
・物は長く使用
・食品ロスの削減、3 切り運動（食材の使い切り、食材の食べ切り、生ごみの水切り）の実行
・湿った草木類は乾燥させてからごみに出す

(2) マイバッグ等の運動の促進

・レジ袋や過剰包装を削減するため、マイバッグ運動の展開

(3) 分別排出の徹底

・ごみ分別排出の指導
・処理困難物のごみ出しルールの指導

1-2　資源化対策

(1) 紙類の回収

・紙類の分別回収の徹底の周知

(2) 古布の回収

・再利用可能な古着の回収の周知
・関係機関と調整を行い、効率の良い収集及び資源化に向けた取り組みの検討

(3) 生ごみの堆肥化の普及

・「家庭用生ごみ処理機又は処理容器購入奨励助成金」の継続

・家庭に庭や畑を所有する市民への生ごみ堆肥化容器等の活用

家庭用生ごみ処理機又は処理容器購入奨励助成金の助成条件を表 2-3-1 に示します。

表 2-3-1　家庭用生ごみ処理機又は処理容器購入奨励助成金の助成条件

項　目	内　容
助成金額	処理機及び処理容器 1 基あたりの購入額の 2 分の 1 を助成 上限：処理機については上限 3 万円、1 世帯につき 1 基まで 処理容器については上限 3 千円、1 世帯につき 2 基まで ※処理機と処理容器の助成金の交付を重複して受けることはできません
対象	1. うるま市に住所を有し、1 年以上居住していて市税等の滞納がない方 （以前助成金前の交付を受けて 5 年を経過していない方は申請できません） 2. 市内の販売店で購入する方 3. 生ごみからできた堆肥を自家処理できる方

出典：うるま市ウェブサイト

(4) 食品トレイ等の店頭回収の利用促進

・食品トレイ等の店頭回収利用の普及啓発

(5) リサイクル業者等の利用促進

・リサイクル業者や不用品買取サイト等の活用による不用品の再使用の促進

(6) フリーマーケットやバザー等の利用促進

・身の周りの物を再使用するフリーマーケットや不用品バザーの支援

1-3　減量化・資源化の双方を含む対策

(1) 4R の推進・組織づくり

・4R を適切に推進するため、地域との関係を強化し、ごみの分別指導や減量化の工夫等の情報交換を行える体制・組織づくり・拠点づくりの検討

・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力要請

(2) 市民への普及啓発

・子供が見ても理解できるごみの分別の仕方を紹介したパンフレットの作成

・市のごみ処理の現状やごみの分別方法等について、ホームページや広報誌等での周知

・ごみ分別・出し方に関するAIチャットボット活用の普及啓発
・学校、家庭及び地域での環境教育への支援
・ごみの野焼き禁止の周知
・不法投棄の禁止、不法投棄発見への協力の周知

コラム：AIチャットボットを使ってみませんか

うるま市では、市民や事業者の皆様からのお問い合わせに対する利便性向上等を目的に、AI（人工知能）が対話形式で応答し、自動で案内を行う『AIチャットボット』を令和３年３月１日から導入しました。ごみの分別方法や出し方、地区別のごみ収集日を確認することができます。

こんな時にお使いください。
・市役所の業務時間外に問い合わせをしたい時（24時間365日対応可能）
・電話よりも気軽に問い合わせをしたい時
・知りたいことをホームページでどのように探せばいいか分からない時

2　事業者による4Rの推進

2-1　減量化・資源化の双方を含む対策

(1) 分別排出の徹底

・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の周知
・紙類の分別排出の周知
・処理困難物のごみ出しルールの指導

(2) 食品ロス削減等

・食品ロスの削減や生ごみの排出削減、生ごみの水切り実施の普及啓発
・フードバンクへの協力要請

(3) 食品トレイ等の店頭回収

・食品トレイ等の店頭回収実施の要請
・自主回収・自主処理を行う店頭回収事業所の拡大の要請
・店頭回収を実施している事業所の情報発信の要請

(4) 簡易包装の促進

・容器包装の簡素化（包装材・梱包材の削減等）の協力要請

(5) ごみの減量化、資源化が容易な商品の開発

・長期間使用が可能でリサイクルが容易なごみになりにくい商品開発の促進

・リサイクルルート確保の要請

(6) 4R の推進・組織づくり

・ごみの減量化及びリサイクルを推進するため、施策等への協力要請

・従業員等へのごみの分別指導や減量化の工夫等が行える体制・組織づくりの要請

(7) 減量化・資源化計画の策定

・年間排出量が一定規模を超える事業者については、減量化・資源化計画の策定支援

・全事業所でのペーパーレス化及び資源化の普及啓発

(8) 適正処理の啓発

・事業所から排出される廃棄物の処理責任と適正処理の普及啓発

・廃棄物処理業者を利用する際の許可業者の周知

(9) 環境に配慮した事業活動の促進

・事業活動における省エネルギー・省資源に向けた取り組みの実践

・従業員への環境教育を実施

・事務用品等の長期使用

・環境配慮製品を積極的な使用

・紙の両面使用や資源化の徹底

・ごみの排出抑制及びリサイクル

・ごみの減量化に関する情報の収集

・食品残渣の資源化、エネルギー利用等についての情報収集

・市が開催する啓発活動等への参加

・不法投棄の禁止

・ごみの野焼き禁止の周知

(10) 事業者による情報発信の促進

・事業者のごみ減量に関する取組事例についての紹介等への協力

3　行政による 4R の推進

3-1　減量化対策

(1) ごみ袋の種類やごみ処理料金の見直し・検討

・ごみの発生・排出抑制を推進するため、市民や事業者のニーズに対応したU字型ごみ袋の種類やごみ処理料金の見直しの検討

(2) 食品ロス削減

・フードドライブの実施

3-2　減量化・資源化の双方を含む対策

(1) パソコン等小型家電のリサイクルの促進

・パソコン等小型家電の回収事業者との連携

(2) 市民団体等との協力

・環境負荷の少ない処理やごみ処理に要する費用等についての認識を深めるための環境教育・環境学習の場の提供

・市民団体等の協力を得て、更なるごみの分別や資源化を推進

(3) 事業者に対する 4R 活動の推進

・事業系一般廃棄物排出事業者の排出量及び排出実態の把握

・他自治体又は民間団体などの取組事例について調査・研究

・食品残渣の資源化、エネルギー利用等についての情報収集

(4) 環境教育の推進

・ごみ処理施設等の見学会を実施し、一人でも多くの子供がごみや環境に関心を持ち具体的な行動を取ってもらうため、一般の見学や小・中学校への環境教育の実施

・子供への教育を通じて、子育て世代が子供と一緒にごみや環境について考えることができる学習機会の場の提供

・4R の普及啓発を推進するため、市民や事業者への出前講座を定期的に開催

(5) 普及啓発の推進

・市民及び事業者のごみに関する環境問題やごみ減量について意識啓発を図るため、広報紙やホームページを活用

・ごみ減量化の取組事例について広報紙やホームページでの情報発信

・転入窓口となる担当部署における転入者に対するごみ分別等の普及啓発

・エコステーションの設置については、各種イベントや祭り会場など、その他へ設置場所を拡大
・美島環境クリーンセンターの工房をエコステーションとして活用することを検討
・AI チャットボットの活用を促進するための情報発信

(6) グリーン購入の利用促進

・市役所内でのグリーンマーク商品等、環境配慮型製品の率先購入
・市民及び事業者に対し、環境配慮型製品購入の普及啓発
・再生紙が使用されているトイレットペーパーの購入
・古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入

(7) 事務用消耗品等についての配慮

・割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用
・マイボトルの持参
・ボールペンは、芯の交換ができるものを使用
・使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用
・物品等の納入時における過剰包装の削減を推進
・ファイルやフォルダを繰り返し使用
・使用済み封筒の再利用
・再生紙などの再生品の活用
・新聞、雑誌、ダンボール、雑紙などの古紙分別を徹底
・資源ごみ（ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル）の分別を徹底
・市主催のイベント会場にごみ分別回収ボックスを設置

(8) 環境クリーン指導員の設置

・ごみの排出、ごみの減量化･資源化の指導

第 3 節　分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの収集方法及び分別区分は、現行を維持します。

なお、市民や事業者のニーズに対応したU字型ごみ袋の種類やごみ処理料金の見直しを検討します。

表 2-3-2　収集方式及び分別区分

収集方式	分別区分		主な品目	排出形態	収集回数
市委託収集	燃やせるごみ		生ごみ、食用油、プラスチック類、紙くず類、草葉類等	指定袋	週 2 回
	燃やせないごみ		金属類、やかん、陶磁器類、小型電化製品、割れガラス等	指定袋	月 2 回
	有害ごみ		蛍光灯、電球、乾電池、水銀体温計	かご等に入れる	
	資源ごみ	かん類	スチール缶、アルミ缶、スプレー缶	かご等に入れる	週 1 回
		ペットボトル	飲料用、調味料用	指定袋	
		古紙類	新聞・チラシ・OA 用紙、本類、段ボール、紙パック等	紙ひもでしばる	
		びん類	飲料用、調味料用	かご等に入れる	
		衣類	再利用できるもの	指定袋	
市直接収集	粗大ごみ	粗大ごみ	タンス、机、食器棚、棒類等（原則として指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券 300 円）	随時（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機	個別申込（有料処理券 300 円・リサイクル券）	
自己搬入	粗大ごみ	粗大ごみ	タンス、机、食器棚、棒類等（原則として指定袋に入らないもの）	個別申込（有料処理券 200 円）	随時（事前申込）
		特定家電製品	冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ、衣類乾燥機	リサイクル券	随時 購入店舗または廃家電指定取引所

出典：うるま市資料

第 4 節　ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

1　収集・運搬

1-1　収集・運搬の主体

・収集・運搬の主体は、生活系ごみは委託業者、事業系ごみは許可業者

1-2　収集・運搬委託業者の指導

・収集委託業者に対して適切な収集･運搬を行うよう指導

・市民の分別の徹底を促すため、分別されていないごみについては、収集を行わない措置を促しており、委託業者に対してその趣旨を説明

1-3　環境配慮型の収集車両の導入

・環境配慮型のごみ収集車両の情報収集

1-4　資源ごみの持ち去り対策の検討

・資源ごみ（アルミ缶・新聞紙）の持ち去り対策の検討

1-5　適正処理困難物の対応

・本市で処理ができない適正処理困難物は、製造業者・販売店・専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導

・家電リサイクル法対象品目は、関係リサイクル法に基づくリサイクルルートの活用を指導

2　中間処理

2-1　燃やせるごみの処理

・燃やせるごみは、現行どおり、中部北環境施設組合の美島環境クリーンセンター（溶融処理施設）において処理

2-2　燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ、粗大ごみの処理

・燃やせないごみ、有害ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、中部北環境施設組合の美島環境クリーンセンター（リサイクル施設・リサイクルプラザ）において処理・保管後、リサイクル業者へ引き渡し

2-3　草木類

・草木類は、民間リサイクルで再資源化

3　最終処分

・本市は、一般廃棄物最終処分場を所有していないことから、中部北環境施設組合の構成村である恩納村一般廃棄物最終処分場で最終処分

第 5 節　ごみの処理施設の整備に関する事項

1　美島環境クリーンセンター等の維持管理

・中間処理施設の定期的な点検・清掃・補修整備により予防保全を徹底し、施設の長寿命化を図る。

・市民及び事業者から排出される燃やせるごみ、燃やせないごみ等、全量を安全かつ適正に処理できる体制を整備するとともに、広域的な処理体制の充実を図る

ごみの種類毎の処理方針を表 2-3-3 に示します。

表 2-3-3　ごみの種類毎の処理方針

区分	排出形態
燃やせるごみ	・生ごみ等は、再資源化を推進する。 ・燃やせるごみは、減容効果の大きい溶融処理とする。また、その残渣（溶融スラグ）のリサイクルを推進する。 ・ごみの溶融処理によって発生する余熱を極力回収し、熱利用に努める。
燃やせないごみ	・破砕処理を行い、可燃物、資源物に選別する。 ・破砕・選別後、可燃物等は溶融処理とする。 ・資源物は、リサイクルを促進する。
粗大ごみ	・粗大ごみは破砕し、可燃物、資源物に選別する。 ・破砕・選別後、可燃物は溶融処理とする。資源物はリサイクルを促進する。 ・家具等使用可能な物は市民へ提供し、再使用する。
資源ごみ	・分別回収によって収集した資源物は、選別し再生可能な資源物として回収する。
有害ごみ	・分別回収によって収集した有害ごみは、貯留し処理業者に処理委託を行う。
特別管理一般廃棄物	・特別管理一般廃棄物である感染性一般廃棄物の処理は、排出者責任とし、処理業者や業界の回収ルートを利用し、自己処理を行う。

2　中間処理段階の循環利用の促進

・熱回収施設における金属類や溶融スラグ等の有効利用、埋立処分量の最少化、余熱利用（発電、蒸気利用）

・リサイクルセンターにおける不燃性粗大ごみからの金属類の自然物回収の徹底と分別収集した金属類、ガラス類、ペットボトル、紙類の適正な資源化の実施

3　最終処分量の減容化

・最終処分場の減容化を図るため、ごみの排出抑制やリサイクル、適正な中間処理の実施

第 6 節　その他ごみの処理に関し必要な事項

1　不法投棄対策

1-1　不法投棄防止計画

・不法投棄防止に係る計画の策定

1-2　不法投棄の監視体制の強化

・地域住民や関係機関との連携を強化し、不法投棄のパトロール体制の整備
・市民、団体などの協力を得て、不法投棄の情報提供及び早期発見
・地域の自治会と協力し、廃棄物の不法投棄防止に係る意識啓発

1-3　不法投棄排出者への対応

・不法投棄を行った者に対しては、法令及びルールの遵守をするよう指導
・必要に応じて、警察及び自治会などと連携を図り、厳格な対応の実施

1-4　不法投棄排出者への啓発

・不法投棄防止の看板設置及び提供、不法投棄がされやすい場所への監視カメラの設置等

2　環境美化運動の推進

・美しい環境を保つためには、一人ひとりのモラルを高める必要があることから、各自治会・市民・各種団体・事業者等と協力し、環境美化清掃の継続

2　適正処理困難物の対応

2-1　廃家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知徹底

・家電リサイクル法で定められている 5 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機）の回収方法の周知

2-2　家庭から排出される医療系廃棄物の回収

・在宅医療廃棄物のうち、感染性廃棄物（注射器や針付きチューブなど）以外の廃棄物について回収を継続

3　小型家電等のリサイクルの推進

3-1　小型家電のリサイクルの周知徹底

・小型家電リサイクル法に基づき、希少金属（レアメタル）等のリサイクルについて、広報紙やホームページでの周知

3-2　小型充電式電池リサイクルの周知徹底

・資源有効利用促進法に基づき、小型充電式電池（充電して繰り返し使える電池）のリサイクルについて、広報誌やホームページでの周知

4　災害廃棄物処理対策

4-1　災害廃棄物処理基本計画の策定

・本計画の第 4 編「災害廃棄物処理基本計画」に基づいた災害廃棄物の処理を実施

5　関連計画との整合

5-1　関連計画との整合

・うるま市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等の関連計画との整合を図る

第 7 節　計画の推進

本計画の推進のためには、市民、事業者、行政が本計画の目的を十分理解し、一体となって取り組むことが必要です。ここでは、努力目標や各施策を達成するために市民、事業者、行政の具体的な行動の一例を示します。

1　市民の役割

・買物袋を持参し、詰め替え商品や簡易包装された商品を積極的に購入する
・生ごみの堆肥化など身近な活動から取り組む
・使い捨て商品の購入を自粛する
・ものをできるだけ長く使用する
・分別排出を徹底し、適正に排出する
・リサイクル製品を積極的に購入する
・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼動、適正処理に協力する
・家庭ごみを野焼きなどで処理しない
・不法投棄を行わない、不法投棄の発見に協力する

2　事業者の役割

・使い捨て商品の開発、製造、販売を見直す
・流通包装の簡素化と排出抑制に取り組む
・過剰包装を自粛する
・分別排出に協力する
・オフィスなどの備品にできるだけリサイクル品を使用する
・再生品の開発、製造、販売に積極的に取り組む
・市の減量化・資源化施策に協力する
・ごみの分別を徹底することで、ごみ処理施設の安定稼動、適正処理に協力する
・不法投棄を行わない

3　行政の役割

・市民や事業者に対する教育、啓発活動を推進する
・市民、事業者の自発的な活動を支援する
・リサイクル関連業界と連携し、リサイクルルートの確保に努める
・再生品利用（グリーン購入）を積極的に推進する
・適正処理に努め、必要な施設整備やごみ処理体制を整備する
・広報・啓発活動や推進団体の育成等を積極的に進め、4R 運動を促進する
・不法投棄の監視、啓発や適正処理対策を推進する
・環境クリーン指導員を委嘱し、ごみの排出指導、ごみの減量化・資源化の促進及び指導、不法投棄防止等を推進する

第 8 節　計画の実効性を高める仕組み

1　計画の進行管理

1-1　協力体制

基本方針の達成に向けて、行政及び関係機関での連携はもちろん、市民や事業者との協力体制を構築することが重要です。本市では、次の具体的対応を実施することで、市民、事業者、行政が一体となった施策の展開や見直しを行っていきます。

・ホームページを利用したごみ行政情報の提供

・市民意見の施策への反映

1-2　計画の進行管理

効果的に施策を推進し、努力目標値を達成するためには施策の実施状況や努力目標値の達成状況を定期的にチェックし、評価、改善措置を講じることが必要です。

そこで、図 2-3-3 のような基本方針（ごみの減量・リサイクル目標値）の検討（Plan）、基本方針の実施（Do）、基本方針の評価（Check）、基本方針の改善・代替案（Action）のチェックシステムを整備し、目標年次（令和 9 年度）までこれを実施することで、努力目標値の達成を目指します。

また、これらの状況はホームページ等で市民、事業者に広く知らしめます。

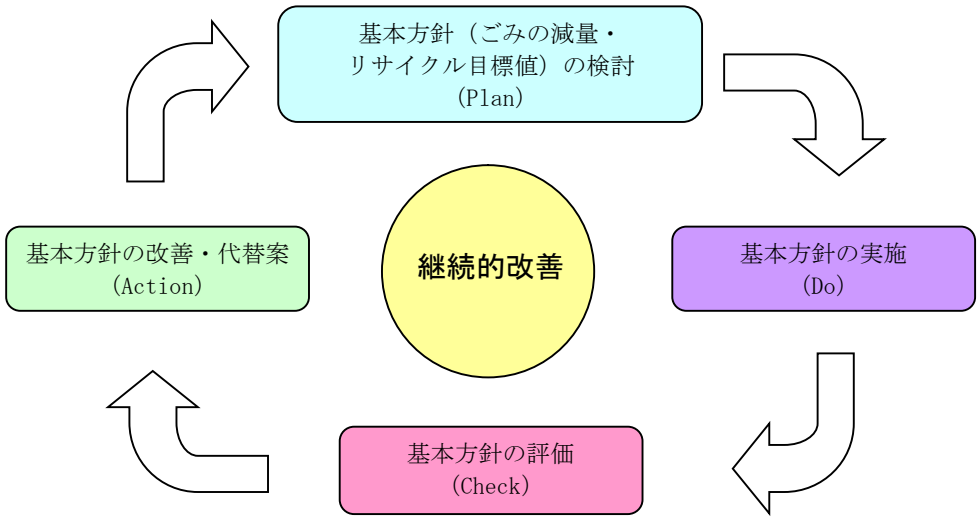

図 2-3-3　チェックシステム

1-3　推進体制

本市では、本計画を推進していくために全庁的な推進調整を図り、施策・事業の総合的・計画的な取り組みを進めます。

また、有識者や市民・事業者・団体の代表で構成される「うるま市一般廃棄物減量等推進審議会」は、市民の立場及び専門的な見地から計画の達成、進捗状況を点検・評価し、計画の見直し、本市に対して助言・提言を行ないます。

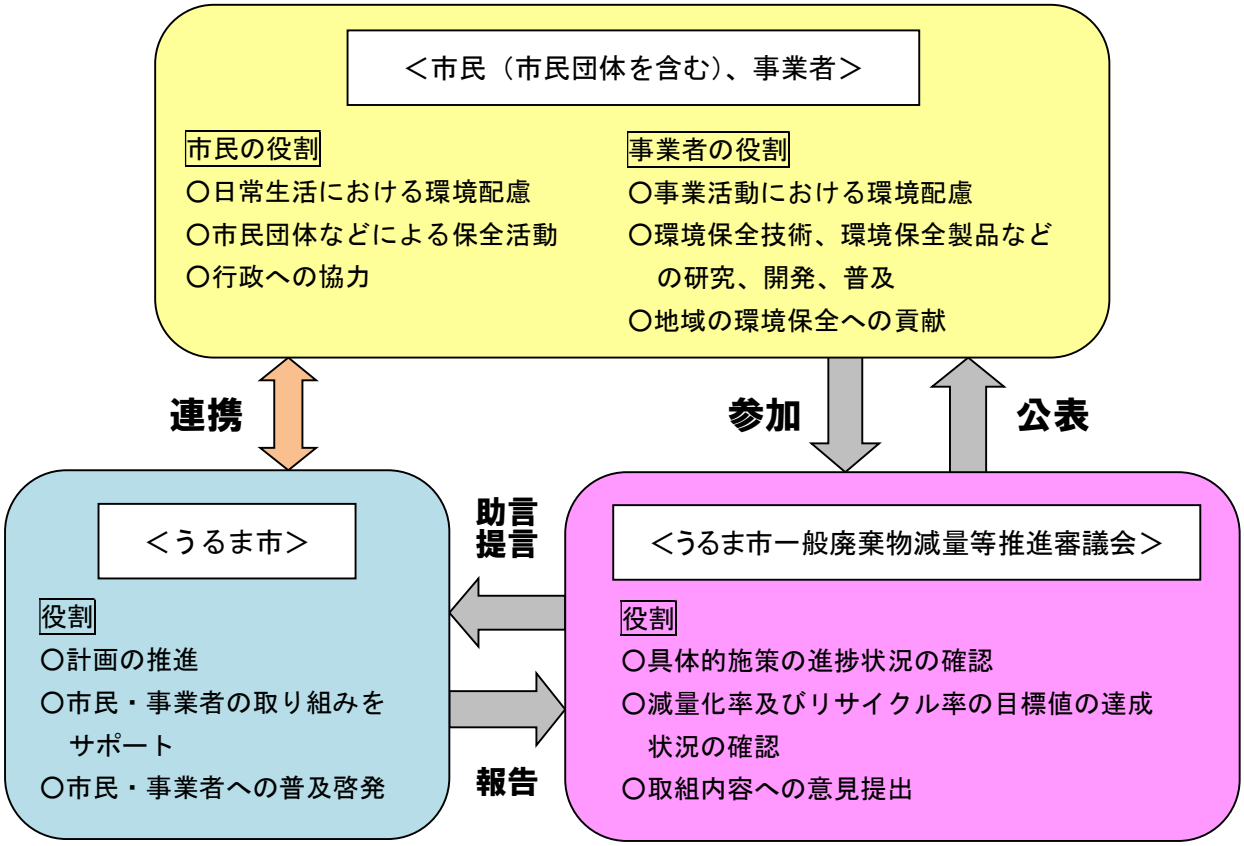

図 2-3-4　推進体制